

第10日目(9月10日)

議長(峠 佳一君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は28名であります。直ちに本日の会議を開きます。

なお、笠原喜一郎君より通院治療のため1時間ほど遅刻の届が出ております。阿部久夫君より家事都合のため午後3時30分から早退の届、副市長より公務のため午後4時から早退の届、大和病院事務長より公務出張のため午後欠席の届が出ております。これを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

議長 ここで市民生活部長より発言を求められておりますのでこれを許します。

市民生活部長 それでは私の方から議会初日の日程第11の第84号議案 平成20年度国民健康保険特別会計決算認定についての総括質疑におきまして、和田議員さんの質問に対する答弁の中で一部を訂正させていただきたいというお願いであります。特定健診の受診率で昨年3月議会の平成20年度南魚沼市国民健康保険特別会計におきまして、特定健診の受診目標を48パーセントとしていたところであるが、目標はクリアできたのかというご質問でありました。受診率49パーセントを若干上回ったというようなご答弁をしてきたところではありますが、実際は49.5でありましたけれども精査をいたしました結果、平成20年度におきましては45.4パーセントということが判明いたしましたので、ここで訂正をさせていただきたいというお願いでございます。

理由といたしましては、医療保険者におきまして4月1日現在で40歳から74歳の特定健康診査対象者を把握しながら、年度内に加入あるいは脱退した方については対象から除外するという事で特定健診がスタートをした年度でありました。そのことから年度内の移動を差し引いた特定健診の対象者を結果的に1万1,439人として、総受診者である5,659人を割りまして49.5という数字をご答弁申し上げたところであります。

これで県の方に実績報告書を提出してきましたが、その後県より対象者については実施計画の数値ですとの指摘を受け、昨年策定した実施計画段階の数値1万2,470人に対して計算をし直してくださいということになりましたので、その結果45.4という数字になりました。数値が平成20年度における確定数値となったという経過であります。以上の経過がありましたので、先ほど申し上げましたように議員に対しましてご答弁いたしました数値につきまして、ここでおわびをし、訂正させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

議長 日程第1、第76号議案 南魚沼市総合計画審議会条例等の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 それでは第76号議案 南魚沼市総合計画審議会条例等の一部改正についてご説明を申し上げます。南魚沼市総合計画審議会条例等の一部を改正する条例として総合計画審議会、水道事業審議委員会、病院事業運営委員会の3件の条例を一括改正させていただ

きたいものであります。議会改革の一つとして議会からお話をいただいたものでございますが、市長の附属機関としての審議会、委員会等の委員から議会議員の定めを原則除外させていただくための条例改正でございます。新旧対照表でご説明を申し上げますので3ページをお開きください。

第1条関係では、総合計画審議会の議員について定めた条文である第3条を改正させていただきたいものでございます。第1項の委員の総数を15人以内から12人以内に、第2項第1号で議会議員、同項第2号で知識経験を有する者から市長が任命するとありますが、これを委員は識見を有する者のうちから市長が任命すると改めさせていただきたいものでございます。

第2条関係では、水道事業審議委員会の委員について定める条文でございます第3条を改正させていただきたいものであります。第1号で市会議員代表4人、第2号で識見者二人、第3号で使用者代表4人となっておりますが、これを改正案のように第1号で識見を有するもの4人、第2号で使用者代表を6人というふうに改めさせていただきたいものでございます。

第3条関係では、病院事業運営委員会の委員について定めた条文でございます第2条を改正させていただきたいものであります。現行では第1号で国民健康保険運営協議会の委員二人、第2号で市会議員4人、第3号で識見を有する者4人となっておりますが、これを改正案のように国民健康保険運営協議会の委員3人、2号で識見を有する者6人というふうに改めさせていただきたいものでございます。

1ページに戻っていただきまして、今ほどご説明を申し上げましたものが改め文で記載しております。附則でございますが、それぞれ現任期の関係がございますので、施行日を三つに分けて定めさせていただいたものでございます。以上でございますが、ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

特にありませんか。質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第76号議案 南魚沼市総合計画審議会条例等の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第2、第77号議案 南魚沼市移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第77号議案でございますが、最初に本議案の訂正をさせていただきますので、右上に丸正の表示のあるものをお出しいただきたいと存じます。まことに申しわけありませんでした。

本件は辻又地区の携帯電話不感地区を解消するため、市が国県の補助を受けて携帯電話の基地局のための移動通信用鉄塔施設 高さ19メートル900程度でございますが を設置するための条例制定でございます。

第1条で設置であります、市内における情報格差を是正するため移動通信用鉄塔設備を設置するという規定でございます。

第2条は名称及び位置でございますが、名称を南魚沼市辻又基地局、位置を市野江丙456番地6の市有地に設置するものであります。

第3条は使用の許可であります、この施設の使用を契約により電気通信事業者に使用させることができると定めております。利用予定事業者はNTTドコモを想定しております。

第4条では施設使用権の譲渡、転貸の禁止を定めております。

第5条では使用料が徴収できる旨の定めをさせていただいておりますが、これは契約で定めるということにしております。

裏面にいきまして第6条で事業者の遵守事項、第7条で損害賠償、第8条で委任という条例構成でございます。

附則でございますが、これから設置するわけでございますので、施行日につきましては規則に委任をするというかたちで定めさせていただいております。以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長 質疑を行います。

牧野 晶君 2点について。例えば民間に貸し出すということは、NTTが今まで、ドコモが他の名前になったということはないですけれども、身売りをしたということは。例えばソフトバンクになる前はボーダフォンだったとか、そういう場合はどういうふうにしてケアしていくのかということはどうなっていくのかと。

あと天変地異ということが、例えば雷というのは想定できるわけですけれども、雷が落ちた場合はどちらが負担してくるかとか、そういうふうな細かな取り決めというのは当然あると思うのですが、その点どういうふう考えているのかお聞かせください。

総務部長 先ほど申し上げましたが、大きなところは契約で定めてまいりますので、このあと条例を可決いただいて、契約の中で今おっしゃったようなことを定めていくということになると思います。名称変更につきましては、会社の名前が変わるということは十分あるわけでございますので、その辺についても契約の中で定めるということになるかと

思います。以上です。

議長 ほかにありませんか。質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第77号議案 南魚沼市移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第3、第78号議案 南魚沼市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第78号議案 先ほどの条例に関連をいたしますけれども、南魚沼市移動通信用鉄塔施設整備事業の費用に充てるため分担金を徴収させていただこうというものでございまして、分担金徴収は地方自治法228条により条例で定めるということになってございますので、本条例のご決定をお願いしたいものでございます。

第1条で趣旨であります。根拠であります地方自治法第224条の規定に基づき徴収する分担金について必要事項を定めるといふうにしております。

第2条は定義でございまして、本事業は第1項後段にありますように本市が移動通信用鉄塔設備を整備し、及び設備を設置する事業であります。

第2項では、受益者は電気通信事業法第2条第5項、これは同法の電気通信事業者の定義でございまして、総務大臣への登録もしくは届出をしたものという規定であります、の電気通信事業者という定めでございます。

第3条は分担金の額でございまして、補助対象事業費の9分の1に相当する額と定めております。本件では国が3分の2、これは45分の30になりますが、県が15分の2、これは45分の6になります。市が45分の4、受益者でありますところが9分の1、これは45分の5ということで負担区分をさせていただいているものであります。ちなみに事業費が1,081万5,000円でありまして、国の補助金が721万円、県の補助金が144万2,000円、市が96万2,000円、受益者が120万1,000円ほどということでございます。

4条では分担金の納入に関する規定、裏面にいきまして5条では不測の事態のときのための分担金の減免、執行、徴収猶予ができる旨の定めをさせていただいておりますし、第6条

で委任条例、委任という条例の構成でございます。

附則でございますが、公布の日から施行させていただきたいという定めでございます。以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 質疑を行います。特にありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 採決いたします。第78号議案 南魚沼市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第78号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第4、第80号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長 それでは80号議案であります。南魚沼市保育園条例の一部改正について説明を申し上げます。この条例につきましては平成23年4月に予定をしております浦佐地区の認定こども園の指定管理に関するものでございまして、指定管理者を早期に決定し23年度に向けて準備を進めたいということをお願いをするものでございます。

23年4月ということで今回1年半前の条例の改正になるわけですが、その理由としましては2点ほどございます。1点目でありまして22年度のできるだけ早い時期に新潟県知事に認定こども園の認可の申請をしたいということでございまして、認可の申請をしていくには認定こども園の運営方針、運営計画それから職員体制等の資料が必要になりますので、できるだけ早い時期に指定管理者を決定し、指定管理者側とその辺について煮詰めていきたいというのがまず1点目の理由でございます。

2点目につきましては、指定管理者側の方で職員の募集、それから事前の研修等が必要になるわけですが、できるだけ長い期間を持ちたいということで、できれば事前の1年ぐらい職員募集の期間、あるいは事前研修そういう期間を持ちたいということで今回条例の改正をお願いするものでございます。

条例の改正の内容でございます。3ページの新旧対照表をお願いいたします。改正文の1条でございますが、条例の本則4条で指定管理に関してほかの条例と同様に保育園の指定管

理、保育園の管理を指定管理者に行わせることができるというふうになっておるものを、ほかの条例と同様に指定管理者に行わせるものとするというふうに、文言を整理したいものがございます。

なお附則であります、附則を附則第1項として見出し、施行期日を付し、附則の2項としまして指定管理者が不在等期間の管理業務という内容を新規に追加をするものがございます。

改正文の2条関係でございますが、これにつきましても条例の本則4条の改正でございます、指定管理者による管理をする施設ということで従来2施設がここに載っていたわけですが、そこに認定こども園になります浦佐保育園というのを新規に追加をするものがございます。

なお附則としまして改正の第1条につきましては施行でございますが、公布の日から施行をしたいというふうに考えておりますし、改正文の2条でございますが、2条の方は平成23年の4月1日より施行したいとするものがございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

笛木信治君 単純な疑問ですけれども、「行わせることができる」を「行わせるものとする」というのは、ほかに選択肢はないという言い方ですよね。直営ではやらないのだということでしょうか。こういうふうに行わせる、そのことをもう決めた、全くほかの選択肢はないみたいなこういう決め方をするというのは、何かそこに意味が、目的があってあれでしょうか。そのところひとつ。

福祉保健部長 できる規定を行わせるものとするということだろうと思いますが、ほかの条例でもすべてこういうふうな表現になっておるといようなことでございます。今回それと内容をあわせたいということでもってお願いをするわけですけれども、基本的には指定管理ということであれば、指定管理者に行わせるのがまず筋だといようなことで、こういうふうな内容の改正をお願いしたいということでございますのでよろしくお願い致します。

笛木信治君 そうするとあれでしょうか。この表現でも直営でやる場合もあると、やれるということでしょうか。

福祉保健部長 そういうことで附則の2項ということで指定管理者が不在の場合という、附則の2項を今回新規に追加をしたと。指定管理者が不在の場合については、市長が行うといような規定になっております。以上でございます。

中沢一博君 説明の中で23年の4月の認定こども園を兼ねてということで、このようなかたちにするといようなご説明がございました。私の認識がちょっとよくわからないので確認させていただきたいのですけれども、例えばこの間認定こども園の中の設計のところに学童保育というのが入っていたかと思えます。それに関しましては、この指定管理者ということと学童保育というのは別に考えていいのか、一緒という考え方でいいのか。その点お聞かせいただきたいと思えます。

福祉保健部長 認定こども園のレイアウトの中にそういったような施設が入っていたということだろうと思いますけれども、今回の新しく新築をする認定こども園の施設の中にこの保育園の部分、認定こども園の部分と、それから学童保育の部分が一緒に入っております。それでそれはまだ決定したわけではございませんが、学童保育についても指定管理者と一緒に管理をしていただくというような考え方で、今、一緒に施設に入れるということで考えているところでございます。

中沢一博君 そうしますと例えば、今、学童保育はNPO法人の方に一括して市としては大体お願いしているという考え方で私は見ていますけれども、これに関しては別にするという考え方でそういうふうになす。要するに指定管理者は一括してかけ離すという考え方でみられるのでしょうか。

もう1点はそれについて学童保育との連携はちゃんとうまくいっているかどうか、それだけを確認したいと思います。

福祉保健部長 今のところはすまいるネットというところに、この施設、大空クラブという名称だったと思いますが、そこも含めて今10カ所の学童保育の施設を委託でお願いしているところでございます。今、すまいるネットの方とその辺について話をしている最中でございます。連携というようなお話ですけれども、そういうことに支障がないように今、すまいるネットの方と話を煮詰めておりますので、そういったことでご理解をお願いしたいと思います。

岩野 松君 今のものです。いよいよになれば市でできるというふうに私も理解したのですけれども、今現在、来年の春というか申請するときに指定管理者との、必要だということですが、指定管理をしたいとか受けたいというのは今のところめどはあるのですか、どうですか。

それとさっきの質問に関連しますが、やはり指定管理をするめどがあって学童保育もその人たちが、というのも含めて指定管理としてお願いがなるということと考えていいのでしょうか。

福祉保健部長 指定管理者でありますけれども、今のところ市の方にそういったことで相談といいますか話があったのは1法人でございます。1法人ありますけれどもそこはまた、内容について具体的に保育園部分をどうする、それから学童の部分はどうするというふうな話はまだ全然してございません。

佐藤 剛君 今の質問にちょっと関連するのですが、ここで条例改正をすれば、なり手がなければ市でやるということですが、指定管理をとりあえず募集したり決めていかなければならないのです。スケジュール的なところを。指定管理決定とかその選定のスケジュール的なことをちょっと教えていただきたいのですが。

福祉保健部長 今回の条例の改正が決定したあとのスケジュール案ということでございますが、指定管理者の公募につきましては10月中に行いたいと。10月の早い時期にホームページあるいは広報等で周知をして募集をかけたいというふうに考えております。公募の

期間につきましては大体2カ月程度ということで今のところ考えております。

それで10月、11月の末ごろまでということで今考えておりました、内容をまた審査をしまして年明けの1月に指定管理の選定審議会を開いて、そこである程度審査をして決定をしていきたいというふうに考えております。選定審議会につきましては民間の人たち、浦佐幼稚園の保護者の方、あるいは園長先生、それから保育園の方の保護者の代表の方、それから園長先生、その他の民間の人たちも含めての審議会ということで、できれば21年度中に指定管理者を決定していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。反対討論ですか。

(「はい」の声あり)

岩野 松君 認定こども園という言葉そのものも私たちになじみが余りないし、市としても初めての事業に、今までは指定管理にすることができるということでどっちとも取れる表現だったのが、するということは基本的には私は指定管理をするということだろうと思えますけれども、子どもの教育、それから保育の中で100パーセント指定管理は悪いとかそういう思いもないばかりではないのです。悪いとは思っていない部分もあるのですけれども、初めて行うのに市が丸投げするのはいかなものかということで、消極的ではありますが、反対の立場をとらせていただくということで討論に参加しました。よろしくお願いします。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

牧野 晶君 賛成の立場で、議案第80号 南魚沼市保育園条例の一部改正について討論させていただきます。先ほどの反対討論の中で丸投げだというふうな話がありますが、やはり市は積極的にかかわっていくものだと思います。そして私は総務文教委員会の中で提出された資料、パス図なんかを近くの知り合いやお子さんのいる親御さんなんかに見せたら、こういう保育園というかこういうところに子どもを通わせたいよね。非常に今回、市の方が力を入れているのが設計段階からわかっております。本当に夢を与える施設で大変いいことだなというふうな思いがあります。

そして市の方はまた指定管理者ということで民間の活力も入れながら、しっかりと運営されていくことだと思います。現在でも何箇所か指定管理をしておりますが、確かに一部では民よりも公設の方がいい、お金をかけないでやってほしいという声もあるかもしれませんが、それでもやはり問題のあるような声というのは私の耳には入っておりません。そういう点で市の姿勢を評価しますし、今後も事業がうまくいくよう祈っているという視点から80号議案に賛成します。よろしくお願いします。

議長 反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。



(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第80号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第5、第81号議案 南魚沼市介護保険条例及び南魚沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 それでは第81号議案 南魚沼市介護保険条例及び南魚沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、私の方から提案理由のご説明を申し上げます。

社会保険の保険料等にかかる延滞金を軽減するために、厚生年金保険法等の一部を改正する法律が21年5月1日付で公布をされ、平成22年の1月1日から施行されることになっております。内容につきましては国税徴収の例にならしまして、納期限から3カ月間延滞金の年利を軽減するという内容であります。このことを受けまして南魚沼市介護保険条例及び南魚沼市後期高齢者医療に関する条例につきましても、軽減期間を現行の1カ月から3カ月に延長するために、それぞれ関係する条例をここで改正をさせていただきたいということがあります。

参考までに申し上げますが、現在の規定では納期限の1カ月後からは14.6パーセントが7.3パーセントに軽減されている現行制度であります。その部分を3カ月間延ばすということでもあります。施行期日の関係であります。平成22年1月1日からとするものであります。以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

特にないようですが、質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第81号議案 南魚沼市介護保険条例及び南魚沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第6、第82号議案 南魚沼市ペット葬祭施設の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 それでは第82号議案 南魚沼市ペット葬祭施設の設置に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。議会初日、市長施政方針の方で内容のところでも申し上げましたように、近年少子高齢化の進行に伴いましてペットの数は急増しているところがあります。一説ではありますが、子どもの数を上回るというようなマスコミ報道もされている中にありまして、それぞれ一緒に暮らしてきたペットが死亡したときにきちんと火葬し弔いたいという思いから、葬祭施設設置に対する問い合わせが市にも寄せられるようになってきたという背景がございます。

これまで市といたしましては、死亡したペットにつきましては大方廃棄物として処理をされてきたところではありますが、前段申し上げましたようにペットをごみとして扱うことはできないというような思いから、全国的にはペットを扱う葬儀社や専用霊園ができているところがあります。

また、ペットの焼却施設を設置する場合、周辺の住民等からその施設の設置に対する拒否反応が示される例が他の自治体でも見られるようになってきたということもありまして、当市においてもペットの葬祭施設設置に対する問い合わせが寄せられるようになり、生活環境の保全の観点からも何らかの設置基準の策定が必要だろうということから、このたび市として適当な指導方針を確立しておくという必要性から今回条例を制定するものであります。

条例の要旨であります。一つといたしましてはペット葬祭施設、これは焼却施設及び焼骨の納骨施設の設置に対する申請の義務を課すということ。あるいは許可制とすることということであります。

もう一つといたしましては、ペット葬祭施設の設置に際して立地条件を示しながら周辺住民への説明会を義務化するということと、地元行政区等の同意を得ること、という内容が要旨であります。

もう一つであります。ペット焼却施設及びペット霊園の構造基準について明確にすること等を条文制定した内容であります。

お手元の条例本文をご覧いただきたいと思います。それぞれ第1条の目的であります記載のとおりであります。

第2条定義といたしまして、ペット葬祭施設とはということでそこに掲げてありますように犬、猫、その他の動物で人に飼育をされていたものの死がいの火葬に要する焼却炉又は当該死がいの焼骨を納骨するための設備を有する施設をいうものでありまして、個人的に自分で飼育していたペットの葬祭行為については、除外をしてあるという内容であります。

第3条 事業者の責務であります。前段申し上げましたように設置に当たっては、地域

の生活環境に配慮しながら、良好な近隣関係を損なわないようにしなければならないということの規定したものでございます。

第4条 設置の許可であります。設置するものは、あらかじめ市長の許可がなければ設置をできないという規定を定めたものであります。

第5条といたしまして許可の申請であります。許可の申請にかかる申請書の提出及びその内容をそれぞれ規定したものであります。

2ページに移りますが、第6条といたしまして説明会等の開催であります。設置者は許可申請の前に説明会を開催し、周辺住民の理解がなければならないことをこの条例で規定をしたところであります。

第7条 許可の基準といたしまして、市長が許可をする場合の基準等について設置場所、周辺住民の同意、施設の構造基準等の適合基準を規定したものでございます。

3ページに移りますが、以下第9条から13条までにつきましては、完了届、検査確認、変更の許可と届け出、維持管理、地位継承、中止又は廃止というそれぞれ見出しについて規定したものであります。

また、第15条から4ページの第18条におきましては、改善の勧告、改善命令、許可の取り消し、使用禁止命令を定めて規定したものでありますし、第19条においては違反者の公表ができる旨の規定をそれぞれ定めたものであります。ここでは逐条の解説は省略をさせていただきます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということでありまして、2といたしまして既設者の特例といたしまして、平成21年12月31日までに届け出れば当市の許可は受けたものとみなすという見なし規定であります。

それから別表であります。別表をご覧いただきたいと思いますが、第7条関係でそれぞれ規定するペット葬祭施設の構造基準をここで定めたものでありまして、有毒ガスが発生しないような焼却炉の構造基準として、施設全体についても汚水や灰等によって近隣住民に悪影響を及ぼさないように定めたものであります。以上、大変長くなって恐縮でありましたが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上であります。

議 長 質疑を行います。

松原良道君 市長にちょっと伺います。これを条例化することによって、今、問題になっている小川ハイランド跡地の動きが相当これと同じようなことで進んでいるというふうに私は認識しているのですが、そのことはかなり市としてかかわってきちんと対応ができるという判断をしていますか。

市 長 特定の部分ということはここで申し上げませんが、そういう関係も含めてこれを設置しておかないと、ある意味では野放し状態ということになってしまいますので。先ほど部長が冒頭申し上げましたように、これからペットの焼却これらも相当増えてくると思います。全般を含めて、これによってまずはペット類の部分をきちんと条例で規制していこうということでありまして。

ただ、あと別のおたきあげとかというそういう部分については、今、環境省、県等とも協議中でありまして、弁護士とも相談をしているところであります。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第82号議案 南魚沼市ペット葬祭施設の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第82号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第7、第93号議案 平成21年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第93号議案 平成21年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。今回の補正は一般被保険者療養給付費等が当初見込みより高額で推移していること。前年度の精算に伴う退職者医療給付金の償還及び一般会計へ繰出金を追加するものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億709万6,000円を追加し、総額を61億5,129万4,000円としたいものであります。詳細につきましては市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長 それでは補正予算書の8ページ、9ページをご覧いただきたいと思えます。歳入の関係であります。3款1項1目の療養給付費負担金1,943万1,000円ほどの補正でございますが、療養の給付費等に要する費用の国負担分であります。それぞれ過年度精算に伴う療養給付費追加をするものであります。

それから11款1項2目の繰越金8,766万5,000円でございますが、平成20年度決算額の確定に伴いまして、歳入歳出の不足財源に充当すべく全額をここで予算化させていただきたいということでございます。

歳出に移りますが10、11ページをご覧いただきたいと思えます。2款1項1目の一般被保険者療養給付費といたしまして、ここで7,000万円を補正するものであります。一般被保険者の療養給付費が当初見込んだより、これまでの実績を見ても高額で推移をし

ているということでありまして、年度末まで不足が予想されるということ、ここで補正をさせていただきたいという内容であります。

それから2項1目の高額療養費400万円ではありますが、これも一般被保険者にかかる高額療養費が当初見込みより高額で推移をしているということから、ここで補正をするものであります。

それから11款1項3目の償還金の関係1,698万円ではありますが、それぞれ前年度の精算確定に伴いまして、退職者療養給付費分を社会保険診療報酬支払基金に返還をするものであります。

それから11款1項4目の高額療養費特別支給金60万円でございます。これは平成20年4月から12月までの間に75歳を迎えられた方については、誕生日後の長寿医療制度後期高齢者医療制度でございますが、と、誕生日前の医療保険制度、二つの制度に加入するということになります。それぞれの制度で高額療養費を支払うという、当初は制度的になっていたことに伴いまして、75歳の月にはそれぞれ負担が両方かかるという制度矛盾が生じてまいりました。このたびここで補正をすることによって、一定額、一つの保険に入っている制度の負担以上にならないように、長寿医療制度に移行した被保険者に対しまして今年度に限り特別に、高額療養費特別給付金を交付するという新たな制度が年の途中で起きましたので、ここで対応するために予算化をするものであります。21年1月以降につきましては制度が改正されておりますので従前と同じ扱いということになっております。

それから11款3項2目の一般会計の繰出金ではありますが、1,557万8,000円これはそれぞれ決算確定に伴う一般会計への繰出金をここで補正をしたいということでありまして、以上で説明を終了いたします。

議長 質疑を行います。

寺口友彦君 10ページ2款の高額療養費についてですけれども、当初予算よりも高額療養費の方が増えているということですが、1件当たり的高額療養費が増えたのか、それとも件数が増えているのか。その辺を教えてください。

市民生活部長 高額療養費であります。前年度実績の7月対で比較をしてみますと、全体で1,869万1,000円で1カ月当たり467万円ほど増えておるということで、その中には1件で大きなものもありますしということで、ちょっと件数と額がこうだというのが明確に答えられませんが、相対的に増えているということを受けて補正をお願いしたいという内容であります。

議長 ほかにありませんか。

種村充夫君 この補正とちょっと関係ないのですが、ここで聞いておかないとどうもほかに聞く場所がないようですのでちょっとお聞きしますが。実は新型インフルエンザ対策の関係でございます。住民健診をこのあいだ私、受けてきました。その中で職員といいますかスタッフが全部目からはマスクを、ざーっと20人も、30人もの人たちがみんなかけているのです。確かにそこには手を洗うアルコールの消毒はありましたが、行く住民について

はただそれだけで、だれがどこから行って何が移ろうがどうでもいいということないですし、我々にマスクをして来いという連絡はないわけです。

これからあちこちインフルエンザの関係で、かなり健診があるわけですがけれども、それとあわせていろいろ問診や結果を教えてくれる皆さんが、ここに名札をしているのですがそれが全部名札は机の中に入ってしまった、要は出ているのは目だけ。美人なのか不美人なのか全然そのものもわからない中で、何か異様な雰囲気でも2時間もあちこちぐるぐるしたのですが。その辺の対策について。

逆に言えば、あそこで1枚マスクが20円だとしても20円出して買ってくれでもいいですし、2人か3人健診に行かなければマスクぐらいサービスできると思うのですが。その辺、今大流行している新インフルエンザに対して何らかの対応ができないのか。ちょっと私、あの日疑問に思ったのですが、その辺の対応はどうでしょうか。

市民生活部長 言われることはそのとおりでありますので、事前にそういう準備、マスクはしてきてくださいというようなPRは、私どもは当然できるわけありますので、そういう通知の中にお知らせ等はして注意喚起はしていきたいということでもあります。問診のときに名札が下がって見えないというのは確かにそうでしょうから、そこは工夫をしていきたいと思います。会場でマスクを配るところまで、ちょっと今、ここでしますとかというのは何とも申し上げられませんが、検討はしてみたいと思います。それ以前に会場に来るときにそういうおそれがありますのでという注意喚起だけは、徹底していきたいということでもあります。以上。

議長 この件について病院関係者何かありませんか。

大和病院事務長 おっしゃるとおりインフルエンザ対策は、その都度段階を追ってやっております。今のご質問は健診についての質問でございましたが、私どもの方でも一般外来の受診の仕方、あるいは対応の仕方、そういったものを病院というところは3交替勤務になっておりますし、なかなかスタッフも代わるものですから、マニュアルをきちんと作りまして、マニュアルを見てみんなが対応できるようなかたちで。マニュアルを既に6~7回くらい見直しをしておりますので、そういうかたちでそのときそのときにあった対応といたしますか、あるいは外来の患者様が来られたときにどういうふうなことを注意していけばいいのかという掲示あるいは啓発等に努めております。以上です。

種村充夫君 病院の関係ですと、私も盆の15日に城内診療所にかかりました。たまたまそのときに都会のどこかの合宿の皆さんが、何かインフルエンザにかかったとかで城内病院が大混雑をしまして、私が行きましたらそれこそ入り口に使い捨てのマスクを置いて、入ってくる皆さんにインフルエンザ防止のためにこのマスクをしてくださいと。帰るときにはこれを捨てて帰ってくださいというような表示がしてありました。

ですからその辺はそれでいいと思うのですし、普通病院にかかるときはみんなそれぞれせきが出るなり腹が痛いなり何だかんだで行くわけですから、それは個人の勝手にいいと思うのです。けれどもただ、今これだけはやっているインフルエンザ対策として、市としてやは

り住民に対してマスクなり何らかの、大勢寄る場所ですので対応というのは、病院とちょっと違った関係の中でやるのが本当でないかなというような気がしたものですから、今、質問したのですが。その辺についての対応をまたちょっと検討いただければと思います。以上です。

佐藤 剛君 1点だけ。繰越金が確定しまして、7,000万円と1,500万円。1,500万円は一般会計の繰出金の方へ回すということですが、今ほど出ました新型インフルエンザの関係で、今後どうなるかわからないということもあるわけでありまして、1,500万円を国保会計にまだ残しておいてどうなるものでもないかもしれないのですが、確定して普通のかたちとしてはこういうかたちになるのでしょうか、新型インフルエンザの動向をまだこれからちょっと懸念される部分があると思うのです。もうちょっと様子見的な補正でもよかったのではないかと思うところもあるのですが、その辺ちょっと説明をお願いします。

市長 一番最後のページ。部長はちょっと説明を落としたか、この程度のことはいいやと思ったのか、予備費を5,000万円。当初は4千何百万円ですか、予備費を盛っているのですね。どこの会計もそうですけれども。今、若干付け足して5,000万円の予備費ですのでこれで対応するのが筋でありまして、それでもなおという部分が出れば、また何らかの方法を考えなければならないということですが、とりあえずはこの中で一応推移をさせていただきたいと思っております。

中沢一博君 診療報酬の件でお聞きさせていただきたいと思うのですが、私の認識不足かも知れませんが、診療報酬の時間というのは、私は5分はしなければいけないという、医師ですね。1回の診察について5分はしなければいけないというふうに私は認識しているのですが、よく話を聞く中で、例えば2時間待たされたけれどもあっという間に終わった。2分~3分で終わったという話をよく聞きます。私も現実に5分以内で診察が終わったこともあります。そのような支払う立場で、5分というものがまた違っているかも知れませんが、実際に余り長すぎるのもどうかという部分もありますけれども、そういう規定というのがあるのか。また、それに対してちゃんときちんと精査して支払をしているのかお聞かせいただきたいと思っております。

市長 5分という規定はあるかもしれませんが、症状等によってどうしても5分かけておかなければならないということではないと思うのです。もう今までずっとかかってくる、症状もわかる、その人の体質もいろいろわかる。で、聴診器を当ててそれで異常なければそれでいいと。それを違法行為というふうには、私はとらえてはおりません。それは役人の作った言葉で5分ということだと思っております。それはその、その場その場の臨機応変でもう十分私は対応できると思っておりますが、そんな法律があるのか・・・という私は考え方ですが、病院の方は、それはあったら。

大和病院事務長 5分という法律があるかどうかは、私はちょっとそこまで認識しておりませんが、最低限5分くらいというような話はあるようです。うちの病院の場合で

すと予約をして、あるいは新患で来る場合もあるわけですが、今市長が申し上げたようにその人の状況によって違いますので。例えば新患で来られた方というのは内科なんかですと必ず血液検査とかやるわけですので、検査をやったり結果が出てくるまでは1時間ぐらい待っていただく。結果を見て、もう1回来なくてその日のうちにやるということになると、待ち時間が長くなりますし。

あるいは、今市長が申し上げたのと同じようなケースですが、毎回毎回来て余り症状変わらないような人、例えば月に1回くらい薬の処方をしてもらいに来るといような人というのは、変わったことはないかというようなことを聞く。私は医師ではないですのであれですが、そういったことを聞いたり、あるいは薬がどうなのかというようなこと、あとは確認ですとかそういう。

今、結構データに基づいた診察というやり方になっておりますので、その人、その人の状況によっていろいろ変わってくるということでご理解をいただきたいと思います。大和病院の場合ですと内科の場合ですが、大体予約で入れているのが通常1時間に6人とか4人とか。そういう状況で予約をとっているようでございます。以上です。

中沢一博君　私の認識不足かはわかりませんが、私はそういうふうには聞いていないし、それはなぜそういうことが出てきているかということ、今言ったように何ともしなければそれでいいのですけれども、中には患者さんの中でさんざん待っていて「はい、大丈夫です」と、あっという間に帰される。要するに本人が納得していればいいのです。それがしないところへ1分も2分もしないで、「別に変わりませんね、はいこの薬を出しておきます」というような簡単な部分でしているから、こういう5分という部分が出てきたのではないかと。私の推測でございます。ですから医者の方として医師会等に、こういう話も出ているということは、やはり徹底すべきでないかという感じだと思います。

市民生活部長　診療報酬分のレセプトが回ってくるわけですが、その中に時間の何分診たというような記述というのは、今まで展開されておられませんので、私どもの方で、それが2分であったか4分であったか6分であったかということについては、ちょっと確認しようがありません。私どもとしては、

市長　ごもつもの部分もあるわけですがけれども。一応確か病院側の方では、患者さんに　毎度毎度言うということではありませんけれども　自分の症状あるいは納得し難いこと、それらがあつたらとにかく医者に聞いてくださいということは、ずっと言っているわけです。ただ、気が弱くて言われたいということになるのかもわかりませんが。

お医者さんもさることながらやはり患者の皆さんにも、ある意味で自分が納得いかなければそれは聞いてもらわなければならないわけですので、お互いそういうことに気をつけながらということをやっつけていかなければならないと思います。医師会の皆さん方にもそういう話はあつたということはお伝えを申し上げておきます。

議長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)



異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第93号議案 平成21年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第93号議案は原案のとおり可決されました。

議長 暫時休憩いたします。再開は10時45分といたします。

(午前10時30分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

議長 ここで城内診療所事務長から発言を求められておりますのでこれを許します。

城内診療所事務長 先ほどの中沢一博議員の診療時間5分間ということについて説明させていただきます。平成20年の診療報酬の改定によりまして、従来外来の患者さんにつきましては、老人外来加算それから外来管理加算の両方が取れておったのですけれども、診療報酬が改定されて老人外来管理加算というのは取れなくなりました。それで外来管理加算のみが取れるようになったのですけれどもまた条件が付け加えられて、それを取るためにはおおむね5分以上診察をしなければならないというような規定が加えられました。これは明文化されたものではありませんけれども、それを算定する上での基準として謳われているものです。

それによりまして、医療機関ではおおむね5分以上診察しなければ管理加算が取れないというようなことになりまして、そのようなかたちで、それを証明するものとしてカルテに5分以上診察をしましたということを明記するというように決められております。そのことをカルテに記載をする必要はありませんけれども、いろいろ監査が入ったときにそれが記載されていなければ、減算の対象になるというようなことで考えられております。

その背景になりますのはやはり医療費の高騰。多くやはり2分、3分という診療で十分な診療をされていないということと、それに伴いまして患者数が増えていくという現状があります。十分な診療をしなくて患者数だけ増えていく現状を抑えるために、そういった規定が設けられたのだというふうに考えられています。

したがって1時間に単純計算をしますと12人しか診られないということになります。そういった状況がありましたので、5分ということで説明を申し上げたところでございます。以上です。

議長 日程第8、第94号議案 平成21年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第94号議案 平成21年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。今補正予算は平成20年度の決算に基づき繰越金及び国庫支出金等、過年度分返還金などを計上するものであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,787万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億7,767万2,000円としたいものであります。詳細につきましては福祉保健部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

福祉保健部長 それでは94号議案について説明を申し上げます。事項別明細の8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。2款1項1目でございますが、認定審査会の負担金でございます。平成20年度分の湯沢町の負担金が決まりました。精算分としまして29万9,000円ほどの減額となりましたので、その分を計上したものでございます。

それから8款でございます。1項4目その他一般会計繰入金でございますが、先ほどの2款で湯沢町の方が29万9,000円ほど減額となっておりますので、その歳入欠陥分について一般会計から補てんをするものでございます。事務費分ということで補てんをするものでございます。

それから10款でございます。繰越金でございますが、平成20年度の実質収支額5,787万2,000円を計上いたしました。

続きまして10ページ、11ページをお願いいたします。歳出でございます。3款でございますが、3款の補正につきましては人件費の補正ということでございますが、4月の人事異動によりまして、12月までの給与の支給に支障が生じるということが判明しましたので、それぞれ3款の1項2目、2項の1目、2項の2目、2項の4目で給料、職員手当、共済費などの予算の組み替えをし、支給ができるようにするものでございまして、それぞれ1項の2目、2項の1、2、4目で増減補正が生じますけれども、3款全体では金額の増減はありません。

それから4款であります。基金の積立金でございますが、歳入で先ほど計上しました前年度の繰越金5,787万2,000円からこの次の5款に計上しました20年度分の返還金3,756万2,000円を引いた2,031万円を準備基金の方に積み立てるものでございます。これで補正後の準備基金の残高の予定でございますが、2億8,870万円ほどになる予定でございます。

それから12ページ、13ページをお願いいたします。最後でございますが、5款の諸支出金でございます。3目の償還金でございます。負担金、支払交付金等で6項目の負担金、交付金について20年度分の精算返還金が生じたので総額3,751万2,000円に計上するものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

特にないようですが、質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第94号議案 平成21年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第94号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第9、第95号議案 平成21年度南魚沼市老人保健特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第95号議案について提案理由のご説明を申し上げます。今回の補正は平成20年度決算に伴い支払基金等への精算金を追加するものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,073万8,000円を追加し、2,028万2,000円としたいものであります。詳細につきましては市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長 それでは平成21年度南魚沼市老人保健特別会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。

補正予算書の8ページ、9ページをお開きをいただきたいと思います。歳入の2款1項1目の医療費国庫負担金1,073万8,000円ではありますが、平成20年度分の決算にかかる確定値に基づきましてここで精算をするものであります。

10ページ、11ページをご覧をいただきたいと思います。歳出ではありますが、3款1項1目の償還金885万4,000円ではありますが、これも確定値に伴う精算といたしまして社会保険診療報酬支払基金に返還するものであります。

次に3款2項1目の諸支出金ではありますが、188万4,000円の補正でございますが、確定値に基づいてそれぞれ前年度精算金として一般会計に繰り出すものであります。以上であります。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

特にないようですが、質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 採決いたします。第95号議案 平成21年度南魚沼市老人保健特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第95号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第10、第96号議案 平成21年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第96号議案について提案理由をご説明申し上げます。今回の補正は平成20年度決算に伴い後期高齢者医療広域連合への納付金及び一般会計への繰出金を追加するものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ461万2,000円を追加いたしまして、4億9,881万2,000円としたいものであります。詳細につきましては市民生活部長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長 それでは第96号議案につきましてご説明を申し上げます。補正予算書の8ページ、9ページ歳入歳出事項別明細書をご覧くださいと思います。

歳入であります。4款1項1目の繰越金431万円ですが、前年度決算確定に伴いまして、ここで財源化をするものであります。繰越額全額を歳入として受け入れるものであります。

以下5款1項1目延滞金7万9,000円ですが、保険料の未納にかかる延滞金を計上したものであります。同じく2項1目の保険料の還付金19万3,000円ですが、前年度に納付をされた保険料の還付金を計上したものでありまして、特別徴収にかかる保険料につきましては、2カ月分を先に保険の支給月に合わせて徴収をするという仕組みであるために、その後死亡あるいは転出等によりまして被保険者でなくなった場合に、制度的に生じるものでありまして、ここでその部分を予算化したということでありまして、還付金につきましても納付になった保険料の還付に対する加算分ということで、ここで予算化をするものであります。

歳出に移りますが10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。1款1項1目の一般管理費の関係であります。職員給与費を含む一般管理経費でありまして、広域派遣にかかる費用関係が確定をいたしましたので、ここで過不足額を調整させていただきたいというものであります。

それから2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金の258万7,000円でありま

すが、これは前年度納付された保険料249万1,000円及び延滞金の9万6,000円であります。保険者であります広域連合への保険料の納付金につきましては、収納した保険料を納付する体系であります。納期限を過ぎてからの納付がどうしても発生するということがありまして、ここでその部分を予算化するということになります。

それから3款1項1目の保険料の還付金11万2,000円ほどであります。納付された保険料の還付金及び還付加算金でございます。

それから3款2項1目の一般会計繰出金180万4,000円あります。前年度の確定精算に伴う予算会計への返還金でございます。

それから4款1項1目の予備費10万9,000円あります。財源留保として予備費を計上したいものであります。以上で説明を終わります。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

特にありませんか。質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第96号議案 平成21年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第96号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11、第97号議案 平成21年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第97号議案について提案理由のご説明を申し上げます。今回の補正は歳入歳出それぞれ2,541万円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ76億2,141万円としたいものであります。今回の補正では主に平成23年度末起債残高を平成18年度末起債残高332億7,753万3,000円以内にするため これは借換債の条件達成のためであります。一般会計より9億6,227万6,000円繰入市債を返済するものであります。

また、歳入及び分担金。歳入で分担金及び負担金で1,7000万円の増額、前年度繰越金2,012万4,000円の増額、落雷による大和クリーンセンターの建物共済金841万円の収入と機器修繕費を見込むものであります。

下水道事業につきましては、事業の振興にあわせ、公共下水道等特定環境保全公共下水道事業の事業費組み替えこれらが主な内容であります。詳細につきましては企業部長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

企業部長　それでは下水道特別会計の補正予算でございますが、ご説明申し上げます。10、11ページをお開きください。

歳入の分担金、負担金でございます。1,700万円ほど出ておりますが、これは新規賦課件数の確定による増というようなことでございます。

それから5款繰入金。これは一般会計繰入金でございますが、先ほど来話がありました18年度末の市債残高に、それを超えてはならないという借換債の約定があるので、それをするために約10億円をここへ穴埋めするというようなことでございます。これは一般会計の補正予算の際にもお話がりましたが、合併振興基金を取り崩した中でそこへ充当するというようなことでございます。

これをちなみにしないと。19、20、21年度で45億円ほどの借換があるのですが、利子等で11億円以上の軽減がなされると。それをしないとそれが全くだめになるというようなことで、一応考えてこういうかたちをさせていただきました。

それから繰越金　6款でございます。これは平成20年度の今かかっている決算の内容に基づいて繰越金が生じたものをここへ提示いたしました。

それから7款諸収入、雑入でございます。これは841万円ほどありますが、大和处理場、落雷による被害の共済金でございます。雷による被害でございます。

それから8款市債でございます。これが4億6,450万円公共下水で減というようなことでございます。

それから次のページでございます。特環で4,120万円というようなことで組み替えの関係が出ております。これは事業費の精査で単独事業と借換債というようなことでなっております。

それからその下へ資本費平準化債というようなことがありますので、これはつなげ込み、供用開始等々によりまして、元利償還を起債の対象とする、平均にすることによってそれが拡大分が2,700万円、それから未使用分が940万円というようなことで減にしたいということでございます。

それから農業集落排水事業債というようなことで、これは9,677万円ほどあります。これは借換えなしの繰上償還に変更するというようなことでございます。下も同じくそういうかたちでございます。

続きまして歳出の方へ移らせていただきます。総務費についてはありませんがその下の施設管理費。先ほど来ちょっとお話がりましたが修繕等が出ております。管理費総計で2,541万円ほどの補正でございます。各々そこへ記載のとおりでございます。

それから3款下水道事業費でございます。ここも職員の臨時賃金の関係が若干、一番上にあがっております。6カ月雇用で一応みていたのですが1年雇用にしたいというようなこと

で58万円の増。

それから16、17ページをお願いしたいと思っております。下水道事業費の中の下水道事業費というようなことで、公有財産購入費、それから補償、補てんという感じが出ますがここをちょっと。購入財産につきましては事業の進み具合によって確定見込みをあげました。それから各々事業が確定していますので、ある程度確定目安に基づいて事業費の精査、それから委託費への精査等をここでやっております。そんなことで減になっております。事業の組み替えみたいなかたち、各々左側の説明欄には三角が大分ありますが、これを相殺しているみたいなかたちになっておりますのでよろしくをお願いしたい。

それから4款公債費でございます。これは先ほど話をしましたが、9億7,300万円元金で減と、利子で940万円の減というかたちになっております。

それから戻っていただきまして5ページの方に地方債の補正が出ております。補正前、補正後というようなことで限度額の変更が各々ありますので、よろしくお願いたしたいと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長 質疑を行います。

中沢俊一君 10ページ、11ページ一般会計繰入金について伺います。趣旨とその効果は理解ができました。起債残高であります、これが多いために、平成25年度をもって下水道事業は終わるという見通しが少し危ういという、以前の議会での説明でありましたけれども、今回の措置はこれについては影響はあるのでしょうか。

企業部長 これは単に借換債の条件でございます。うちの方が25年を目途に今下水道事業を進めておりますが、それと借換債の条件としまして18年度起債残高それをおオーバーしてはならないと。これだけ借換えをさせるのだからこれを減らせていきなさいよというのが借換債の趣旨でございます。ただ、25年に終わらすための穴埋めと違いまして、起債を条件に合わせるといようなことに、23年までに18年度の残高を上回らないようなかたちで穴埋めをさせてもらったというような解釈をお願いしたいと思っております。

中沢俊一君 市長に伺いますが、先ほど質疑をしました25年の事業完了ということと、こういう財源の捻出ですけれども、不足分が生じた場合のことはどんなふうに今お考えでしょうか。

市長 今25年度完了を目指して順次進めているわけでありまして。例えば25年度完了が、財源的に起債残高が増えて条件が合わなくなるとか、あるいはいわゆる起債ができないが故に事業ができないという自体が、発生するとは思っておりませんが、懸念は一時ありました。ですので、もし、そういう事態になれば、これは規模によって1年ぐらい繰り延べていただくのか、あるいはほかのことで手当てをして25年完了ということにするのか。まだ規模的にはわかっておりませんのでですけれども。今はまだ25年完了これを目標にしてやっておりますので、そう遅れるという感じは、私は今持っておりませんが、詳細については企業部長の方から説明させますのでお願いたします。

企業部長 目標を25年に置いているというように、これから先、今やっている

事業が予定どおりのかたちで予算の中で推移するのであれば、25年を完了に持っていてもいいのですが。なかなか今、工事費そのものがかかる場所に想定に入っているというようなことで、上田の上の方は転石関係で大分工事費が食っている面もあろうかと思えます。それと石打方面がどうかたちになるかというバランスもあるので、一概に今年延びるかそういう話はできないで、25年を目標に進めているというかたちでお願いをしたいと思っております。

阿部久夫君 ページ数で言いますと17ページの特定環境の公共下水道事業についてちょっとお聞きします。私のすぐ近くで今工事をやっております。今年は残念なことに7月に本当に不幸な事故がありました。公共下水道事業でそのようなことは、私も近くにおいて、事故だけは絶対起こさないようにしてくださいよ、ということで常に声をかけているのですが。

今の工事を見ていると余りにもちょっと深いんですね、やはり工事が。どこの所も4メートルから掘っている。私たちの地域の中で4メートル掘るということは、本当に並大抵ではないのです。普通の所と違ってほんの石が出て、ものすごい量になったりして。地元の市民の皆さん方も、何でここまで掘らなければならないのかという疑問を抱いている。ほとんどの皆さんが疑問を抱いています。

こんなことをしていればおそらく25年なんて、とても終わるところではないなという感じがするのですが。ああいったものをもう少し浅くして工事が何とかされる方法というのはないのかなというふうな気がするのですが。これから先、ますます上田の私たちの南部は厳しい状況の中に入ってくるわけだけれども、そういった点についてどのように考えているのかちょっとお聞きいたしますが。

企業部長 今、下水道課長おるので、専門的な話になろうかと思しますので振らせていただきます。よろしくお願ひします。

下水道課長 確かにただいま質問がありましたとおり下水道が深いという要素は皆さんからあると思います。もちろん場所によってございまして、一番浅い所は1メートル20から1メートル50を基準にしているわけですけれども。我々下水道事業、この南魚沼市旧各3町で取り扱いにつきましては、基本的に自然流下を原則にしております。自然流下があとの維持管理の面で一番皆さん方のご負担が少なく済むと。これをベースにしているわけですけれども、当然ながらこの広い地域の中で河川があり、水路がありいろいろな部分でどうしてもポンプを使わなければいけない部分、そういうことがございます。

そういうかたちの中で今の上田地区でございますと、291にまず本線がいきますので、その本線を含めて一番深くなるというのが現状でございます。当然ながら測量した中で最も浅くできるかたちの中では扱ってはおりますが、その辺で皆さんからご心配いただいているような要素はありますし、石が大きいために舗装が思ったよりも崩れるというような難儀もしているところでございます。

当然工法的にはほかの工法がないかということは、私も旧町単位の段階でも真空式とかいろいろな方法がないわけではないのですけれども、今までの実績とか広範囲でとか、いろ



いろいろの後のメンテナンスの関係、こういうものが非常にかかるというようなものも含んで、総合検討の中で今現在進めさせてもらっているということです。今現在では大体姥沢の方まで入っていきましたので、今まで今年やってきたような大変さは私どもも理解していますけれども、何とか今のかたちの中でお願いしていけるのではないかとというふうに現地上は考えておりますので、何とぞよろしくをお願いします。

阿部久夫君　今の状況で対応していくというような課長のお話でございますけれども。私も正直なところちょっと水道事業をやっていた経験もあります。本当にこれから先になりますともう石というよりも岩みたいな状況になってくる可能性は　おそくなるのではないかという気はしますよ。そうしたときやはり確かにそれはきちんとした深さは掘らなくてはならないと思うのですが。けれどもこのようなときに、もう少し工事の安全性というものをやはり考えていただきたいと思うし、そういった設計というものは何とか少しでも浅く工事ができるように。そうしていただかないとお金がかかるばかりではなくて、とにかく危険性があるということです。入っている、掘る中で。私はそれを一番心配しているわけですので、二度とそういった事故は起こしてはならないと思っております。そういった点についてもよく考慮して事業をやっていただきたいと、そのように願うところでございます。以上です。もう一度お願いいたします。

下水道課長　今、議員がおっしゃったとおり、私どもも何といたっても市民の皆さんのために下水道をやっているとは言っても、事故というものはこれはあってはいけないということを念頭におきまして、昨年度も全業者を集めまして本庁舎でその辺のお話をさせていただきました。けれども、残念なことに議員のおっしゃるとおりの結果が出てしまっております。私どもも今後ともそういうことがないようなかたちの中で、進めていきたいと思っておりますので、何分よろしくをお願いします。

議　　長　ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議　　長　討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議　　長　採決いたします。第97号議案　平成21年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第97号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第12、第98号議案 平成21年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 第98号議案についてご説明を申し上げます。本補正予算は収益的収入及び支出の補正であります。収入の内容といたしましては、営業外収益の他会計繰入金として高料金対策繰出金の基準変更による差額分1,342万6,000円を増額し、総額26億3,446万8,000円に定めるものであります。

支出といたしましては、料金改定に伴いシステム変更作業が必要なことから、委託料を84万円増額し総額24億9,638万9,000円に定めたいものであります。詳細につきましては水道事業管理者に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

水道事業管理者 それでは98号議案をお願いします。1ページをお願いします。第2条で第3条の予算を定めております。先ほど来お話がありましたように収入で1,342万6,000円というようなことで補正額が出て、合計で26億3,446万8,000円に定めるものだということでございます。

それから支出でございますが、84万円増というようなことで先ほどお話がありましたように、24億9,638万9,000円に定めるものだということなので1ページを開いて3ページをお願いしたいと思っております。

水道事業収益というようなことで営業外収益、他会計繰入金の欄でございます。先ほどお話がありましたように高料金対策事業というようなことで2円のずれがありまして、2円安くなったというようなことです。料金が下がるとその分補てんしてもらい、額が増えるというようなことで1,342万円ほどの金額が増えております。確定見込みでございます。

それから歳出でございます。84万円ほど総係費で出ておりますが、これはシステム変更分でございます料金改定に伴うシステム替えというようなことでございます。

以上、雑ぱくですが説明を終わらせていただき、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いをいたします。

議 長 質疑を行います。

(「なし」声あり)

特にないようですが、質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第98号議案 平成21年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第98号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13、第99号議案 平成21年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第99号議案について提案理由を申し上げます。今回の補正につきましては、城内診療所本体の防水工事等の修繕に要する費用として、一般会計からの繰入金を財源として1,000万円追加したいものであります。そして補正後の予算総額を4億382万3,000円としたいものであります。詳細と言いましてもですが、一応詳細につきましては大和病院事務長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

大和病院事務長 それでは説明をいたします。4ページ、5ページをご覧いただきたいと思えます。病院事業会計補正予算第3号の実質計画明細書でございます。今回は収益的収入及び支出でございます。病院事業収益としまして医業外収益、城内診療所の他会計補助金これは一般会計からの補助金で1,000万円を追加でございます。

支出でございますが、病院事業費用、医業費用で城内診療所の経費のうち修繕費を1,000万円追加するものでございます。施設整備等修繕費ということで、城内診療所は建築後31年が経過しております。この間の経年劣化あるいは2度にわたる地震そういったものによりまして、き裂、クラックそういったものが入っておりました。あるいは一部ではコンクリートの腐食も見られております。また、防水が非常に悪くなっておりますので、屋上の防水機能が低下したことを未然に食い止めて建物を長持ちさせるといいですか、そういったものを主体に施設の修繕工事を行うものでございます。説明は以上でございます。

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 1点お伺いします。修繕費1,000万円ですけれども、多分2号の補正でも1,000万円補正があったと思うのですけれども。病院会計、こう言っては何ですけれども、無理というかちょっと頑張った収入計画を立てながら毎年予算を運用しているわけですから。年度の途中でこういう大きい修繕が2回にわたって出てくるというのは、余りやはり健全会計を目指すにはうまくないのではないかという観点で質問しているわけですが。

特に病院会計、赤字が予想されるわけですので、こういう大きい修繕というのは当初の段階で把握をしておいて、それを見込んだ中で当初予算を立てられなかったのかというか、立てるべきではないかというところもちょっとありますので、その辺をちょっと聞いてみたいと思えます。

市長 これは議員ご承知のように6月補正の際に、いわゆる緊急経済対策という

ことで市に5億4,000万円強の交付金があったわけです。それで緊急経済対策ですから、それぞれの分野に配置をさせていただいて、その当時病院事業会計に9,000万円繰り出しをさせていただいたわけであります。これは今まで補修の要望が上がっていたにもかかわらず、なかなか病院事業会計単独では非常にできづらい。起債を起さなければならぬわけですし、城内病院については、起債はなかなか起せ得ない状況であります。そういう中で我慢に我慢を重ねてきていたわけですが、今回の緊急経済対策の中でようやくこれが実現をされたということであります。

大和病院については病院事業評価、これらの中で内部の仕切りだとか喫煙室の移動だとかそういうことも喫緊の課題であったのですけれども、当初予算ではとても予算化できる状況ではなかったのですが、経済対策であります。

城内診療所も当初9,000万円の中、8,000万円大和、1,000万円城内ということで始めましたが、やはり精査しますと、とって今のうちにはやっておかなければなかなか大変なところが出てきているということで、今回また1,000万円を追加させていただくのでありますので、通常とはちょっと違う形態でありますのでご理解いただきたいと思ます。

和田英夫君 直接この補正には関係しないわけですが、病院関係でありますのでここで質問させていただきますが。総合計画の実施計画書に、ここに総合的医療体制整備調査事業費が3年間の中に載っていますね。これは基幹病院とかかわって市内の医療環境をどうするかというのを3年かけて調査をしようとかいうことであるわけですが、21年から23年です。これは担当課が保健課になっているわけですが、病院の事務長もおそらくこれに参画していようかと思いますが、手がけているのか。このことに関しての調査なり協議に入っているのか、ちょっと。

市長 800万円ですか、それはおっしゃったとおりのことでありまして。今ようやく、先般基幹病院の規模それから建設位置、それに伴う代替駐車場の用地の確保、これらに具体的に取り組めることになっております。それらに要する費用としてはそう私どものところから支出する部分はないわけですが、この後、大和病院の規模、それから六日町病院の規模、これらがある程度推計確定をしてくるわけです。では、そのときにどういう医療体制をきちんと築けばいいのか。専門家の意見も含めながらということで、そのお金がそれだけかかるか、かからないかは別でありますけれども、そういうことに充てようということですので。

今年度について特に支出が今のところはまだ見込まれてはおりませんが、例えば本来ですと病院のことですから、いわゆる一般会計の職員の方から、例えば職員費を支出しているものは病院のことだから病院からということになれば、それは病院の方に繰り入れてそっちから出すということはあるのですけれども、それは今はやっておりませんので。全くのつかみ部分で総合計画の中にはあげてあるというふうにご理解いただきたいと思ます。一応準備段階は進んでいるというふうにご理解いただきたいと思ます。

和田英夫君 その考え方はわかりました。そこで、いわゆる財政健全化計画の後段に、この計画には基幹病院にかかわる市内病院の整備関係費は含まれていないというふうにあったと思います。そこでこの800万円というのは今すぐ使わなくても、基幹病院にかかわる市内医療環境を調査しながら、最終的にゆきぐに大和病院なり新六日町病院なりを構想で建設するためにはもちろんほどほどの事業費がいる ほどほどどころではないがかなり巨額な事業費がかかるわけですが。3年間でのこの800万円の計画には、そこまで踏み込んだ市内医療環境、踏み込んで例えば両方の病院を新たににやるとすれば、このくらいくらいの建設費がかかるとか、そこまで考えられた事業費なのでしょうか、どうでしょうか。

市長 ごく細かい部分ということではありませんけれども、当然今おっしゃったように六日町病院の問題、それから大和病院がどういう規模になってどういう建て替えをしなければならぬか。それらの調査は当然やらなければならぬわけですので、それらを含んだ800万円というふうに。

実際的には病院の、大和であれば建て替えとか 六日町は前々から私申し上げておりますが、これは県がある意味でリニューアルしていただいて、私どもに譲渡していただくという前提で今私はやっておりますので、六日町病院にかかる費用が、市が特別に持ち出さなければならぬという部分は今のところ想定しておりません。

大和病院は規模によってですけれども建て替えということをしておりますので、これは病院事業会計の中での起債、こういうことになっていくと思います。当然一般会計からも若干の支出は出ましようけれども。

そういうことでそれらの具体像を23年。病院が開院するのは27年という予定ですので、23年あるいは4年ごろまでに計画をきちんと出して準備にかかる。そのための費用というふうにご理解いただきたいと思います。

議長 ほかにございませんか。質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第99号議案 平成21年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第99号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14、第100号議案 市道の認定について及び日程第15、第101号議案 市道の路線変更について、以上2件を一括議題といたします。

2件について提案理由の説明を求めます。

建設部長 それでは第100号議案 市道の認定についての提案理由の説明を申し上げます。今回の市道認定につきましては4路線を提案するものでございます。道路種別はいずれもその他でございます。起終点の地番、規模の延長、幅員、主な経過地につきましては記載のとおりでございます。それでは議案資料の図面の方で説明をさせていただきます。

めくっていただきまして図面番号1、それと次の図面番号2でございますが、これは美佐島地内の路線でございます。地下水採取規制の周辺区域内に位置するものでございまして、袋小路の道路でございます。地元行政区からの認定申請が提出されております。図面番号1につきましては、その他市道美佐島沢田1号線でございます。延長65メートルでございます。続きまして図面番号2につきましては、その他市道美佐島沢田2号線、延長44メートルでございます。次に図面番号3でございます。県道平石西ノ裏線から市道駅裏小栗山線の国道17号六日町バイパスの一部供用によりまして、関連施設の移管に伴いまして側道部分を認定するものでございます。その他市道小栗山側道1号線ということで延長が700メートルでございます。次に図面番号4でございます。これは姥島新田地内のその他市道でございます。姥島8号線、延長が94メートルでございます。これにつきましても地元行政区からの強い要望でございまして認定申請が提出されているところでございます。以上4路線の新規認定でございます。

次に第101号議案 市道の路線変更についての提案でございます。今回の路線変更につきましては2路線でございます。その起終点の変更を提案するものでございます。道路の種類、その他ということで起終点の地番、規模、延長、幅員、主な経過地につきましては次のとおりでございますので、図面の方で説明をさせていただきます。

まず図面番号1でございます。大崎地内の路線でございまして地元行政区からの認定申請が提出されたものでございますが、その他市道大崎11号線の終点を717メートルほど延伸しまして、県道塩沢大和線へ接続するものでございます。次に図面番号2、これは樺野沢地内の路線でございます。その他市道天野沢村中2号線これにつきましては、県道石打停車場塩沢線の道路改良工事に伴いまして、起点側の点線の部分70メートルを延伸して県道への取り付けを解消するものでございます。

以上、新規認定4路線及び2路線の変更でございます。ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 2件を一括して質疑を行います。

特にありませんか。質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 第100号議案 市道の認定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第100号議案 市道の認定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第100号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第101号議案 市道の路線変更についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第101号議案 市道の路線変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第101号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第16、第102号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第102号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について提案理由を申し上げます。このたび人権擁護委員としてご尽力いただいております貝瀬一夫さんが平成21年12月31日付で任期満了となります。貝瀬さんに再任についてお願いいたしましたところ、お引き受けをいたしましたので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に推薦するに当たり議会のご意見を賜りたく提案するものであります。よろしく願い申し上げます。なお任期は平成22年1月1日から平成24年12月31日までの3年間であります。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

議長 採決いたします。第102号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって、第102号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 ここで暫時昼食のため休憩をいたします。再開は1時5分といたします。  
(午前11時43分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
(午後1時05分)

議長 日程第17、第83号議案 平成20年度南魚沼市一般会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第83号議案 平成20年度南魚沼市一般会計決算認定について提案理由を申し上げます。平成20年度の一般会計決算は歳入総額300億2,077万円、歳出総額291億8,884万円、歳入差し引きの差額でありますけれども、8億3,193万円でありました。繰越事業に伴う繰越財源4億5,517万円を除いた実質収支額は3億7,676万円の黒字となりました。前年度対比歳入で22億3,761万円、これは8.1パーセント。歳出で18億5,152万円、6.8パーセントの大幅な増額になっております。これは2年度目の公的資金保証金免除繰上償還費11億9,694万円増、定額給付金等の数次にわたる生活対策費、地域活性化対策費、5億4,206万円皆増等によるものであります。

20年度では総合計画に基づき、浦佐小学校等の耐震補強工事等を進めるとともに、五十沢統合小学校、塩沢地区給食センター建設事業の実施設計を行い、事業着手をいたしました。また、今年度の大河ドラマ「天地人」の放映に向け直江兼続公伝世館の建設を始めとする受け入れ環境の整備、国体開催の準備のためのリハーサル大会を実施いたしました。

秋口からはリーマンショック以来一気に世界同時不況に突入し、当初影響が少ないと見られていた日本においても自動車関連産業を中心に操業・雇用の縮減等に見まわれたところがあります。本市においてもその影響を免れず、年末以降、景気対策、雇用の確保を最優先に対策をとってきたところがあります。

年度後半からは百年に一度といわれる大不況に見舞われ、法人市民税を中心に税収は落ち込みましたが、国の地方の疲弊対策に伴う地方再生対策費2億7,434万円の皆増等による交付税の5億2,094万円増、少雪による除雪経費の減等により、4億9,524万円を財政調整基金に積立を行った中で、前述の実質収支額3億7,675万円を確保することができたところがあります。

中央では景気の底入れも言われておりますけれども、地方においてはその影響は遅れてやってまいりますので、今後も景気雇用対策を最大課題として財政の健全化に配慮し、総合計画の着実な実現に努めてまいりますので一層のご指導ご協力をお願い申し上げます。

概要につきましては総括を総務部長に、個別部分につきましては各担当部長に説明させますのでよろしくご審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げます。

総務部長 それでは平成20年度南魚沼市一般会計決算の総括についてご説明を申し上げます。お手元の左の上に第83号議案資料と記載されている全6ページの資料があると思



いますがそれをお願いいたします。3ページをご覧ください。一般会計の主な款別決算額の比較表であります。各款別に当該年度と前年度の比較を示してございます。左から款、年度、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額の比較、収入割合として予算比、調定比それから収入済額の前年度比較増減欄の主な内訳等となっております。主に収入済額の欄で前年度を比較して申し上げますのでよろしくお願い致します。

第1款市税では収入済額の欄で前年度に比べマイナス1.8パーセント、1億4,818万円ほどの減額でございまして、右の欄に記載されておりますが大きな減額は市税で、中でも景気動向を反映して法人市民税が前年度比マイナス15.7、1億2,583万円減となりました。不能欠損額8,478万円ほど。また、収入未済額が14億8,670円ということでございます。

2款地方譲与税では自動車重量税及び揮発油税を財源として交付されますが、前年度に比べ1,577万円の減額となっております。自動車重量譲与税で623万円、地方道路譲与税で953万円の減額でございます。

3款利子割交付金でございますが、227万円ほどの増でございます。4款配当割交付金で1,480万円の減。5款株式等譲渡所得割交付金も1,000万円の減。6款地方消費税交付金で3,363万円ほどの減。7款自動車取得税交付金においても1,940万円ほどの減額となった結果でございます。この部分は消費経済活動の多寡により上下する科目でありますので、景気低迷による影響といえるものだというふうに考えます。

8款地方特例交付金は3,307万円ほどの増であります。減収補てん特例交付金及び地方税等減収補てん臨時交付金の増でございます。

9款地方交付税では5億2,590万円ほどの増であり、普通交付税で5億2,094万円、特別交付税で495万円ほどという内容でございます。

10款交通安全対策特別交付金は99万5,000円ほどの収入でございまして、減でございました。失礼しました。原稿がちょっと違っていました。

11款分担金及び負担金では前年度に比べ2,986万円ほどの減額であります。分担金では少雪 雪が少ない少雪ですが による融雪施設維持負担金の減が主でございます。負担金では認定こども園の開園による保育入園負担金、いわゆる保育料が施設開設者に直接收受することになった部分、また、所得階層が下がったことによるものが主な理由でございます。この間での収入未済額2,177万円ほどは保育園の入園費負担金が主な内容でございます。次のページをお願いします。

第12款使用料及び手数料では、前年に比べ2,159万円ほどの減であります。主に環境衛生センターの処理手数料の部分でございます。収入未済額が1,222万円ほどとなっております。主として住宅使用料でございます。

第13款国庫支出金の収入済額は20億9,568万円余りであり、前年度に比べ5億5,166万円の増でありました。主たる増加要因は定額給付金事業補助金が3億円、地域活性化生活対策臨時交付金1億8,474万円、地方道路交付金1億3,340万円などございま

して、収入未済額 1 億 6,547 万円は定額給付金事業補助金、10 億 9,617 万円これは・・・失礼しました。定額給付金事業補助金が 10 億 9,617 万円、地域活性化生活対策臨時交付金が 2 億 4,439 万円などでございます。

14 款県支出金は前年度に比べ 1 億 2,065 万円の減であります。主な理由は保健基盤安定県負担金、県市町村合併特別交付金の減によるものであります。収入未済額は 2,334 万円これは明許繰越分にかかる県補助金でございます。

15 款財産収入でございますが、6,887 万円ほどの増でございますが長森用地、田中町公共用地、法定外公共物などの売払収入によるものでございます。

第 16 款寄附金では前年度に比べ 1,988 万円ほどの増でございます。ふるさと納税の寄附金が主な増の理由でございます。

17 款繰入金でございますが、12 億 7,683 万円の増でございますが、合併振興基金 13 億 6,000 万円、老人保健特別会計が 1,822 万円、水道事業会計から 4,898 万円の繰入れによる部分でございます。

18 款繰越金では収入済額 4 億 4,584 万円ほどであります。前年度純繰越が 4 億 2,454 万円ほど、繰越明許充当分が 2,129 万円ほどでございます。

19 款諸収入は 19 億 873 万円の収入で前年度に比べ 2 億 6,384 万円ほどの増であります。主たる部分は枠拡大による地方産業育成資金預託金収入 1 億 2,400 万円、塩沢地域の自校給食の徴収金を歳入扱いといたしまして 1 億円余りの増でございます。

20 款市債は前年度に比べ 1,860 万円の減でありますし、収入未済額 5,530 万円は繰越明許費の部分でございます。以上が歳入の概要でございます。

5 ページをお願いいたします。歳出も款別に前年度と対比しておりまして、左から款、年度、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額比較、支出済額を予算現額で割った執行率というふうになってございます。主に支出済額の欄の比較増減で説明を申し上げます。

第 1 款議会費については別段申し上げることはございません。

第 2 款総務費では、前年度に比べ 9 億 295 万円ほどの増であります。これは説明欄にありますように総務管理費で基金費、財政調整基金積立金等で 6 億 961 万円増、旧福祉センター改修事業で 1 億 5,000 万円弱、天地人プロジェクト推進費 1 億 4,873 万円が主たる要因でございます。翌年度繰越部分は主なものは定額給付金事業にかかるものでございます。

3 款民生費では前年度に比べ 2 億 5,004 万円ほどの増であります。主なものは社会福祉費の中で後期高齢者医療対策費の特別会計繰出 1 億 3,906 万円これが皆増でございます。児童福祉費 4,008 万円の増、生活保護費の 1,509 万円の増でございます。繰越額 1,496 万円ほどは、全額子育て応援特別手当交付金事業にかかる部分でございます。

4 款衛生費では 1 億 1,414 万円ほどの増でございますが、保健衛生費では胃がん検診車整備事業 5,234 万円、環境衛生費では斎場整備事業 4,056 万円、上水道では高料金対策

繰出7,056万円の増を主とするものでございます。

5款労働費では昨年度に比べ5,532万円ほどの増でございますが、緊急雇用創出事業にかかるものでございます。

6款農林水産業費では2億8,560万円ほどの減でございますが、出入りの中で農業費で機械設備整備事業及び経営構造対策施設設備事業の減が約1億3,000万円、林業費の特用林産物活用施設整備事業で約1億9,000万円ほどの減を主とするものであります。繰越額1,092万円ほどは土地改良事業費及び水源造林事業の繰越明許費でございます。

7款商工費であります3億217万円の増であります。商工業振興費で中小企業金融制度事業の増を主といたしまして、観光振興費では八海山麓観光施設管理運営費、観光交流拠点駐車場整備事業費の皆増によるものであります。繰越額はプレミアム商品券発行事業補助及びFIVB体育館改修事業の繰越明許費でございます。

8款土木費は前年度に比べ3億9,585万円ほどの減でございますが、主たるものは少雪によります機械除雪費の3億4,010万円の減でございます。翌年度繰越額は1億4,609万円ほどであります。道路橋りょう費が約1億3,000万円、残りが街並み空間創出整備支援事業で全額繰越明許費でございます。

9款消防費は前年度に比べ8,945万円ほどの増であります。防災費で防災広場整備事業の皆増によるものが主でございます。翌年度繰越は防災施設整備及び洪水ハザードマップ作成事業の繰越明許でございます。

それから10款教育費では前年度に比べ1億1,894万円ほどの減であります。主なものは小学校では小学校建設事業などの増があるものの、主として大崎小学校体育館改築事業の皆減などで2億9,502万円の減、社会教育費で市民会館大規模改修事業やさわらびの大規模改修事業の増、保健体育費で学校給食自校方式事業1億780万円の増などが主であります。翌年度繰越3億7,213万円余りは小中学校耐震補強事業の繰越明許でございます。

11款災害復旧費では8,583万円ほどの増でございます。農林水産施設災害復旧費で2,154万円ほど。公共土木施設災害復旧費で6,428万円ほどの増でございます。翌年度繰越は林道山口線、市道大倉11号線ほかの繰越明許であります。

第12款公債費でございます。前年度に比べ9億2,593万円ほどの増であります。主として長期債借上償還1億9,695万円の増、借換償還金1億7,410万円の減、長期債利子9,196万円減が主たるものでございます。

第13款諸支出金2,160万円ほどが土地の取得費でございます。

第14款予備費であります。充用件数28件、充用額は5,866万円でございます。

以上が歳出の概要でございます。なお別冊で南魚沼市歳入歳出決算資料の1ページ以降に当該年度の決算カード、財務諸表並びに主要成果の概要を記載しておりますし、また、同じく別冊の財産に関する調書の41ページ以降に債権、基金の状況を。また、43ページ以降に奨学金貸与基金運用状況を定額運用基金運用状況報告書として掲載しておりますので、ご覧をいただきますようお願いをいたします。以上で総括説明を終わります。

議長 監査委員の監査報告を求めます。

廣井代表監査委員 それでは一般会計の審査報告を申し上げます。審査意見書の1ページをご覧くださいと思います。平成20年度南魚沼市一般会計・歳入歳出決算審査意見書。第1、審査の概要であります。1 審査の対象につきましては(1)の平成20年度南魚沼市一般会計歳入歳出決算、(7)の平成20年度各基金の運用状況。2 審査の期間であります。平成21年6月30日から平成21年8月12日まで。3 審査の方法、一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況報告書が、関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるかを審査いたしました。また、必要に応じまして関係職員からの事情聴取等も実施をいたしました。

2 ページ目ですが、第2の審査の結果、1の総括であります。平成20年度南魚沼市一般会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書は法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合しており、適正と認められました。また、予算の執行に関しては、適正なものとして認めました。2 財産に関する調書。土地、建物、出資による権利、物品、債権、基金についての決算年度中の増減は適正に記載されており、調書記載のとおりでありました。3 基金の運用状況。財政調整基金他13基金の前年度末現在高、決算年度中の増減及び決算年度末現在高の各計数は正確であり、その設置目的にしたがって適正に運用されているものと認めました。

次の3ページから一般会計、特別会計あわせの決算状況、それと10ページから34ページまで一般会計の款別の執行状況等を載せてございますが、お目とおしをいただきたいと思っております。説明は省略させていただきます。

35ページをお願いいたします。一般会計の決算審査意見ということでまとめてありますのでお願いしたいと思います。決算収支であります。本年度の一般会計決算の歳入総額300億2,077万円から歳出総額291億8,884万円を差し引いた形式収支は、8億3,193万円の黒字となっております。この額から、翌年度に繰り越すべき財源である繰越明許費4億5,517万円を差し引いた実質収支額が、3億7,676万円の黒字であり、この実質収支額から繰り越された前年度の実質収支額4億2,455万円を差し引いた単年度収支額は4,779万円の赤字となっております。この額に、財政調整基金積立金4億9,525万円と地方債繰上償還金13億6,676万円を加えた実質の単年度収支は、18億1,422万円の黒字となっております。

イの歳入であります。収入済額は300億2,077万円で、予算現額313億4,680万円に対する執行率は95.8パーセント、調定額328億7,981万円に対する収入率は91.3パーセントであります。収入済額は前年度に比べ22億3,761万円の増となっております。

財源の根幹となっている市税は、79億9,545万円で、調定額に対する収入率は83.6パーセント、前年度より1億4,819万円の減となり、一般会計収入における市税の構成比率は26.6パーセントで、前年度より2.7ポイント低下しております。

市税の収入未済額は、市民税が2億304万円、固定資産税が12億1,316万円、軽自動車税が1,050万円、特別土地保有税168万円、入湯税275万円、都市計画税5,557万円のあわせて14億8,670万円で、調定額の15.5パーセントであり、前年度より5,353万円の増となっています。市税の不納欠損額は8,479万円、前年度より1,027万円の増となっています。不納欠損額の内容は、市民税が554万円、固定資産税で4,216万円、軽自動車税が21万円、特別土地保有税が3,503万円、都市計画税が185万円で、いずれも地方税法第15条の7等の規定に基づくもので、やむを得ないものと認められます。滞納につきましては、管理に十分注意して徴収に努めていただきたいと思います。

本年度の歳入の主な構成割合であります。地方交付税が31.6パーセントと最も多く、次に市税が26.6パーセント、市債が8.7パーセント、国庫支出金7パーセント、諸収入6.4パーセント、県支出金4.5パーセント、繰入金4.9パーセントほかとなっています。

自主財源比率が44パーセント、依存財源比率は56パーセントで、前年度より自主財源比率が1.3ポイント上昇しています。

市債の今年度発行高は26億290万円、償還額は50億2,105万円で年度末残高は36億2,123万円となり、前年度末より24億1,815万円の減となっています。

ウの歳出であります。支出済額は291億8,884万円で、予算現額313億4,680万円に対する執行率が93.1パーセント、前年度に比べ18億5,152万円の増となっています。

翌年度への繰越額は17億72万円で、前年度より14億8,735万円の増、すべて繰越明許費で、定額給付金給付事業、小・中学校耐震補強事業を主とするものであります。その内容は、総務費で10億2,827万円、民生費が1,497万円、農林水産事業費が1,093万円、商工費が6,092万円、土木費1億4,609万円、消防費316万円、教育費3億7,213万円、災害復旧費で6,425万円となっています。

公債費の支出済額は、57億7,732万円で執行率は99.9パーセント、前年度より9億2,593万円の増で、歳出総額に占める割合は19.8パーセントであります。

歳出合計での不用額は4億5,724万円で、前年度に比べ4,581万円の増となっています。

エの財政状況ですが、財政基盤の強さを示す財政力指数は0.509、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は95.1パーセント。前年度より1.9ポイント上昇し、硬直化が進んだ状況となっています。

公債費比率は、財政構造の健全性の面から10パーセントを越えないことが望ましいとされていますが、前年度に比べ1.8ポイント低下しましたが、17パーセントと依然として高い比率にあります。

また、財政調整基金は4億9,525万円増加し、平成21年5月末現在の残高で21億1,259万円となっています。

まとめとしまして、財政健全化計画3年目にあたる当年度は、人件費の抑制、内部経費の

削減、投資的経費の抑制、繰出金の見直し、公債費の削減、歳入の確保等を着実に実施することを基本方針として取り組んできています。その結果、歳入確保は未達でありましたが、あとすべて目標を達成し、20年度の財政健全化目標は総体的には達成となりました。

また、重点施策と位置付けて取り組んできました教育の充実、子育て支援の充実、コミュニティ活動の推進、「天地人」プロジェクトの推進、トキめき新潟国体の準備など、計画に沿った執行がなされております。大河ドラマ「天地人」放送序盤から反響を呼び、当地域の効果も予想以上のものがあり、今後に期待が膨らむところであります。

一方では、現下の経済不況と雇用の悪化は深刻であり、今後も歳入確保は厳しい状況が予想されます。引き続き健全な行財政運営に努力されるとともに、さらに市民の信頼と協力を得られる開かれた市政の展開を望むものであります。以上、簡単であります但し審査報告とさせていただきます。

議長 平成20年度南魚沼市一般会計決算全般に対する大綱質疑を行います。

寺口友彦君 当初予算が288億円余りでありましたが、補正を6回繰り返して22億円ほど積みまして、総額313億円という予算規模になったわけでありまして。財政シミュレーションの計画によりますと市債残高が約365億円という予定でありましたが、実質的には362億円まで減らしてあると。予定よりも残高を減らしたという状況であります。

その中でも家業回しが楽だったかなと思える部分が財政調整基金、約5億円ほど積出しをして5月で21億円もあるという部分であります。昨年の未曾有の大不況の中でこれだけの財政調整基金を積み増しをできたということは、家業回しが楽であったというような思いであるのかということをお聞きしたいのと。

もう1点は財政健全化の中でも先ほど監査委員の方からの審査がありましたように、歳入の確保この部分については、金額が少ないのでありますが未達成であると。さらに滞納については前年度より増えているということについて、これはそのままやはり市内の景気の悪さに加えて一般会計の若干危機盛りをいたしました。利用料、使用料ほか納付意識であるとか納税意識という面で、少しづれがでてきたかなという思いがあるのですが、この2点についての市長のお考えを伺います。

市長 お答え申し上げます。1点目の、おかげさまでそれぞれありましたけれども、額が6回も補正して増えたというのは、これはもうご存知のとおり景気対策的な部分が主でありますのでこれは致し方ないといえますか。結果として約5億円近い財調も積み立てたなお、実質収支で3億8,000万円ですか、繰越しがというか黒字を出せたということは本当にありがたかったと思っておりますけれども、決して自分たちの市の財政状況が本当によくなってそうだといいことではありえないわけで、交付税等の措置だと思っております。

それと冒頭にも申し上げましたか除雪費が少雪によって4億数千万円、未執行で済んだといいいますかそういうことだったと思っておりますので。これでもう財政が楽になってばんばんだなどということは全く考えておりませんで、やはり自主財源比率、若干あがったということでもありますけれども、もっともときちんとした財政構造を築いていかなければならないと思

っております。

歳入確保は努力はしておりますけれども非常に厳しい。目標も達成できなかったということでもあります。景気の悪さの影響ということもありましょうし、納税意識といいますかそういうことの希薄化ということも一因ではあるかと思っていますけれども、いずれにしても相当多額の市税等も含めた滞納部分があるわけでもあります。去年から県の機構といいますかその皆さん方と一緒に滞納整理等に努めているところで、やや改善といいますかそういう面の効果というのは出てきております。けれども、まだまだとても遠く及ばない部分でありますので、今後とも一層この滞納管理といいますかそれにきちんと意を注いで、なるべく早く滞納ゼロということにはいかないわけではありますが、14～15億円もあるということになりますと本当に大変なことであります。これらの整理についてまた改めて気を引き締めてやっていかなければならないという思いであります。以上であります。

牧野 晶君 全般ということなので質問させていただきます。21年の当初予算では監査委員である遠山さんの方が修正案を出してきたわけですが、連名で出てきたわけですが。それに対して監査委員から今回そういう点について全然さわりがなかったわけですが、そういう点どういうふうな考えで今現在、市の財政について認識されているのか。代表監査委員とまた遠山監査委員の方にお聞きしたいというふうな思いがあります。

議長 廣井代表監査委員どうですか。

廣井代表監査委員 ちょっと今いいかげんに聞いていたと言っただけですけども、ちょっと言われた遠山監査委員がどうこうというその内容がちょっと理解できなかった。

牧野 晶君 要は当初予算の方で修正案が出てきたわけですね。監査委員として、監査委員であるけれども職員給与についての5パーセントカット、それは要は昨今の経済状況やそういうふうな説明だったと思うのですが。それについて今回少しは監査委員の意見がまた出てくるのかなという思いがあったのですが、そういう点が全然なかったので監査委員お二人の方にどういうふうな視点を置いて監査されたのか。また、その点についてどういうふうな考えておられるのかをお聞かせいただければと思います。

あとそれとせつかなので三人体制になったわけですね。今回のこの決算監査は二人体制から三人体制になったわけですが、どういう点について注意されていったのか。また、お聞かせいただければなという思いがあります。過去のこういう決算委員会ですら常に私は、監査委員というのは数字のごろ合わせだけではないというふうな質問をして、どういう点について市の財政のむだな方もまた監査意見、監査委員として修正して手直しの意見を言っていかなければいけないという点について質問していると、監査委員の方の答えからしてみれば合併したばかりでなかなか手一杯でというふうな返事があったわけですね。けれども、そろそろ合併も3年、4年終わったのでこういう点、市にも歳入の確保というのが今書いてありますけれども、それは毎年書いてあるような点でもあるので、どういう点について注視されているのか監査委員の意見を聞いてみたいというのが本音です。

廣井代表監査委員 5パーセントカットうんぬんということについて、監査委員として

その点どうかということについては、それは余り触れない方がいいのではないかなというような感じは持っています。今ほどの話が、昨年も確か同じお話があったと思うのですが、ここで今年度事務局長を設置いただきまして事務局体制が3人になりました。この点、非常に財政等厳しい中でこういう体制を作っていたことについては、本当にありがたく思っております。それを受けまして今年度5月から私どもは特に例月毎月検査をしております例月出納検査、連結出納検査。従来は25日を毎月決めておりますけれども、一日がかりで一応監査委員2名、事務局2名でつぶさに支出命令伝票、あるいは証票書類等を見てやってきたわけです。

けれども、この点は特に例月出納検査の積み重ねが決算ということになるわけですので、これを重視しましてかなりち密にやっというということで、事前の検査ということで3日ないし4日をかけて、事務局の方で支出命令書とつぶさに法や規則や内規等にあっているかどうか。それから正確性、添付されている請求書とか証票書類それらに適正であるかというような点を、逐一細かく検査を事前しております。

それをその中で不適正というようなかたちで拾い出しまして、それを監査委員が例月の25日にその報告を受けてそれぞれ口頭で注意を促す、あるいは改善を求めるもの、書類で改善報告を求めるもの、あるいは場合によっては市長、あるいは議長の方へ報告をして改善報告を求めるもの等のそれらのランク分けをしまして、それぞれ指摘事項として出しているというのが今年5月からやっております。

そのほかに来月から始まる定期監査があります。各課あるいは小中学校、保育所等ありますけれども、来月から始まりますがこれとあわせて行政監査を実施しまして要はお話のありました経済性とかあるいは効率性、その辺もあわせてやろうということで今やっております。

ただ、事務事業の中でやり方等で効率が悪いとか不経済だとかというものは、ある程度指摘といいますか、こうすればいいんじゃないとか、もっとこういうふうに連携を取り合っれば効率が上がるんじゃないとかそういうものはあります。が、ご承知のようにいろいろ昨日までの一般質問等にもありますように、自治体であるが故に余り効率だけを求められないそういうものがいっぱいあります。したがって余り数が少ないからいいとか、そういう判断もされないわけでありまして。

市民の公正、公平といったような観点からすればそういった余り費用対効果からみればどうかなというのはいっぱいありますけれども、それは政策上やることでありますので、私どもがそこまでは意見は出せないということだと思っております。そんなことで信頼を得られる監査となるように頑張っていきたいと思っております。

議 長 ここで休憩をいたします。

(午後1時48分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時49分)

議 長 それでは遠山議員、答弁のほどよろしくお願いたします。



遠山 力君 それでは監査についてお話しいたします。冒頭の5パーセントのことにつきましては、私は監査委員とそれから議員とこれは二つ縦分けをするべきだと思っております。それで監査委員がやっていけないこと、言ってはいけないこと、行ってはいけないことについては、これは絶対にしてはいけないと思っております。ただ、じゃあ何もかにもするなということになりますと、議員としての言動、活動、思いとかそういうものが公式の場では何も言えないのかということになりますので、あの時は予算につきましては前もって私たちが監査をしておれば、当然それは言えることではありません。

ですけれども皆さんと同じように私は見てもおりませんですし、相談も受けてもおりません。ですからこの予算についての考え方は議員の方々と同じ立場だと私は思っております。ですから賛成者の方に名前を書いたといひますのは、そういう意味で、監査委員の遠山を離れて一議員の遠山として名前を書いたわけでありまして。実を申しますと・・・休憩にしてもらっていいですか。いったん休憩に。

議 長 暫時休憩します。

(午後1時50分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時51分)

遠山 力君 そして、その次に監査委員としての仕事は、私は確かに二人独立ですから私は私の考えがあってもいいと思うのですが、今回事務局を増やしていただいたのは非常に良かったと思っております。それによりまして今まで目の届かなかつたところに届いたり、きめ細かな監査ができるようになりました。それは間違いありません。

そして監査の時、私が考えておりますのは、やはり証票などを見ると同時にこの予算が効率的にといひますか。そこまで私がしっかり知識があるわけではないのですけれども効率的に使われているかなということを中心に重点的に見させてもらっております。それは今でもずっとそうさせてもらっています。その2点でもってやっておりまして、あとは仕事の方などは廣井代表監査委員がおっしゃったとおりだと思っております。以上です。

議 長 ほかにありませんか。

笹木信治君 総括ということですので1点、先ほど市長の説明の中でなかったのでちょっとお聞きをしたいのですが。交付税措置がかなり景気対策もあってあったということで、一見この決算にぎやかなのですね。そういう面では、別に私は市長が楽観しているとは言いませんが、かなりな決算になっているという感じはしています。

ただ、一つ非違的な面は、この市税の減収傾向なのです。それは今のこの景気や何かを反映しているのだと思いますが、財政力指数が0.509ですか。これは3カ年平均ですから単年度でみますと、この決算カードでいうと0.498ですか。これは来年は今年の天地人景気もあって税収も上がるのかなという思いはありますが、しかし、これはやはり全体としては減収傾向にあると思うのです。

これからの財政運営の中で、これはやはり心してかからなければならない部分であると思

うのですが、麻生総理は3年ぐらいで元に戻るというような話もしていました。そこで市長のお考えをお聞きしたいのですけれども、この財政力指数、この減収傾向というようなものに対してそう心配するものではないというふうなお考えなのかどうか少し。

市長 財政構造につきましては、例えば財政力指数が1になっても、1を越えてもそう心配するものではないということにはなり得ない。私はそう思っております。常にやはり心配をしていかなければならないわけでありまして、それが今0.509、単年度分だと49幾つか。これをもっともっと上げていかなければならないという思いは十分あります。

そして景気というか税の減収についても、これはやはり当然ですけれども憂慮はしております。ただ、これが今の不況の影響がここに大きく出ているということは間違いないわけですが、けれども、では、例えば不況を脱出したというときに税収がどうなっていくのかというのは、これはちょっと予測が付きませんが、その辺をきちんと見極めないで税収についてのうんぬんはちょっと申し上げられませんが。

いずれにしても6万2,000人を欠く人口の中で、何をもちって税収を増やしていくか。これはいわゆる企業的なものの立地とか増税などということになればそれは簡単に増えますけれども、そういうわけにはいきませんから、そういう部分。あとは結局市民の皆さん方から一生懸命稼いでいただいた結果の税収、この二つが主でありますので、そういう産業振興といいますかそういうことにやはり税源の培養としては努めていかなければならない。

昨日もちょっと一般質問でありましたように、市の遊休施設を含めたそういう部分についてどれだけそれを生かしての収入増が図れるか、こういうことに尽きると思っております。何かさっき交付税が増えて、というような話がありました。交付税もこれは増えたという部分については増えていますけれども、特に予算上でこうしていたのにこっちが5億円増えた、あるいは特交が何百万増えたという、これはいつか申し上げましたけれども、普通交付税の方はそれぞれであります。特別交付税というのは現状からしますと昨年度などは相当減額されても不思議ではない数値であったわけですね、いろいろな面で。しかし、そういう措置がいただいたということでもありますから。

これは本当に水ものです。毎年、毎年どうなるかわかりませんので、そんなことも含めてやはり安定的な財源を本当にきちんと確保する。こういう意味では常に財政に目を配りながら安心をしていられない、一日も息を抜くことはできないという思いで私は財政運営に当たっているところであります。

和田英夫君 先ほどの寺口議員、今ほどの笹木議員と同じようなところで質問するわけですが、問題は歳入の確保、滞納対策です。話が出ておりますように特に不況で仕事がなく、収入がなくという滞納をされている市民もいるわけでありまして、どうみても財産も何もなくて払いたくても払えないという区分けの市民もいるわけでありまして。よく話に出ているわかりやすい言葉で言えば、3ナンバーに乗りながらという市民です。

特にこの不況対策で、不況の時代で、市としてそういう皆さんはこの徴収業務をやむを得ないというこれはある面で温かい市政ですから、これはそういう面で滞納額が出るのはしよ

うがないのですね。ところが問題はその中間の、さっき市長が言ったように納税意識のやや薄いといえますかそういう方々が、ここに監査委員の報告があるように市に対しての信頼と協力をしてもらわなければならないわけですから。

そこでこういう、私はこの3日間の一般質問の中で一つ感じたことは、今は確かに市の財政が厳しいというようなことは今の大綱の中では市長は言われているのですが、例えば議論があった野球場や図書館の時には、財政健全化計画はおおむね達成しているのだと。見通しはついたのだと。大丈夫なのだ。したがってこういう構想を持っている。私はそのことの是非を言っているのではありませんよ。

市長が見通しがついて何とかなるのだということ、例えば市政懇談会なりこの場なり、あるいはいろいろな会で言われることはいいことですが、そこで問題はさっき言った分類の真ん中の市民の受け止め方。これほど議論になっているのだが、それでもそれをやれるほどの財政が見通しがついた、あるいは財政にゆとりがあるのはいいことだが、ということであれば若干納税意識が低くてもわがままを言ってもいいのかなという、私はそういう心配をしているのです。

昨日も言ったように、みんな欲しがるものを全部子どもにやれば子どものためにならないというが、問題はその納税者の意識として、それは通常のみじめというか一般的な市民ではなくて、払えるのに払いたくない、払わないという方々が、市の財政の状況がどうか何かなるのであればもう少しこの気持ちで望もうと。問題はこれは納税意識、精神論ですね。

例えば夕張市のように本当に大変であれば、ひとつないそでを振ってでも何とか協力しようという一つの心理と、意見が分かれている、でもできる財政見通しということになればどうかそれはいいことだと。こういう納税者のさっき言った真ん中の方々の心理に与える。さらにそれでも払ってもらおうというのと、まあまあいいわいと。ずたくれと。

この辺に私は日ごろの市長の ある面、大半の市民が安心しているように、市の財政が大丈夫だということは間違っていない。間違っていないが、こと歳入の確保というか、またそれぞれの職員の皆さんが使用料・税関係でもって徴収に骨を折っているわけです。そういう中で私は市長として市財政は本当に厳しいのだと。確かに私になれば、厳しいがかなりトンネルの向こうに米粒ほどの明るさが見えるぐらいのところでもって、ことをやっていった方がどうも、大型、いわゆる野球場なり図書館あたり大丈夫だと、財政のめどがついたというやり方というのが、本当に納税者の真ん中の部分の皆さんがどう受け止めているのか。この辺の市長の見解を伺いたいわけでありませう。

市長 そういういわゆる納税意識の希薄化、そういう気持ちの薄い方といえますか、いわゆる公共心、道徳心そして義務を果たす気持ち。そういう方が、そういう心が欠けている方は、例えば夕張のようになって、じゃあ市が大変だから税金を収めようなどということにはまずなり得ない。裕福だからでは楽々しているかということとそうでもないと思うのです。ですからその方たちをどう、とにかく強制執行も含めて不公平を許さんという立場の中で我々はやっていくわけです。例えばそこらじゅうにみんな金をまいて歩くほどであると、

みんなにくれてやるかなどといえはそれは知りませんが、これだけいろいろな事業、市政をやりながらどなたも財政の見通しは立ったといいましても、例えばでは今まで削減されていた部分を復元ができるとか、それから予定どおり何とか事業ができるというくらいにしか思っていないと思いますし、私もそうです。もう増えていくほど余っていて大変だ、大変だなどという話になっているわけではありませんから。

ですから、そういう今議員ご心配の皆さん方といいますか、そういう層の皆さん方は、これは全く観点が別の方たちであります。ですから財政が厳しいから納めてくれなどと言ったって納めるはずもありませんし、では豊かになったからと言ってなおさら納めないかといえは、そういうことであるかないかわかりませんが。

私も含めて言動が その層の皆さん方ですよ、その層の皆さん方に影響するとは私は思いません。もう全くいわゆる自分の気持ち、心構えの問題でありますから、それをどう説得しながらいわゆる義務を果たしてもらおう。そのかわり権利も主張してくださいということを、きちんとわかっていただく以外にはないというふうに私は思っております。

和田英夫君 市長は市長の考え方ですから、それを私がどうこう言うわけではありませんが。ただ、今言ったその方々をどう言っても、どうしても協力体制あるいは簡単に言えば税なり使用料、負担金等々を払う気がないというように、私はひとくりに切り捨てるべきではないと思うのです。それでも、かといって、それをだからといってもう放棄するわけにもいかないわけですから、ぜひ、この辺をひとくりにしないで、納税意識の精神論での一つの戦いだと思って。それは私の希望でありますから考慮していただければということでもあります。

市長 今ほど申し上げましたように、財政がどうのこうのということで心が動いて、では納税しようかというような気持ちを持っていらっしゃる方ではないだろうと。ですから、今議員がおっしゃったように、いわゆる納税の義務このことをきちんと前面に出して、そして最終的にはいわゆる強制執行も辞さない、そういう強い思いでやっていくということだと思っております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって平成20年度南魚沼市一般会計決算全般に対する大綱質疑を終わります。

議長 歳入の説明を求めます。

市民生活部長 それでは歳入の市税だけについて私の方からご説明を申し上げます。お手元の決算書の3ページ、4ページをまずご覧をいただきたいと思っております。一部前段の監査委員さん、あるいは総務部長の方の概要説明と重複する部分があるかと思っておりますが、お許しをいただきたいと思っております。

第1款市税でございますが4ページの1行目でございます。この年度における市税全体7税目の調定額であります。95億6,694万円ほどでありまして、これに対し収入済額と

いたしまして79億9,545万円ほどの決算となった年度であります。それぞれ前年度等の比較におきまして調定額においては減額の8,438万円ほど0.87パーセントの減、収入済額につきましても減額の1億4,818万円ほどの減1.81パーセントという決算の状況であります。

特に主な要因であります。その下の2行目の1項市民税これは法人分も個人分も含んだ内容であります。1項の本年度収入済額が29億1,781万円ほどの決算であります。前年度の収入済額との比較におきましてこの額が1億5,761万円ほどの減額となった年度であります。ここが一番大きいわけでありまして、特にその中において法人市民税がこのうち1億2,583万円と大きくて全体の85パーセントを占めているということでありまして、それぞれ言われているように、昨年秋以降における経済状況の影響をまろに受けて、企業収益が伸びなかったのだなというのが決算に表れているということでございます。

それからその横の不納欠損についてであります。この年度で不納欠損とした額につきましては8,478万円ほどでありまして、それぞれ地方税法の規定により処分をしたものであります。

それから収入未済額の関係であります。この年度におきましては収入未済となった金額は全体で14億8,670万円ほどでありまして、この年度単年度において5,353万円ほど増加をした決算となっております。

収納率の関係であります。全体の収納率であります。現年度課税分におきましては96.8パーセントでありましたが、滞納繰越分が8.2パーセントということで会計全体での収納率とすれば83.6パーセントとなったものであります。

それから続きまして17ページ、18ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出の事項別明細書であります。なお、決算資料につきましては主な施策の成果の概況19ページから、それぞれ納税義務者数等については記載をされておりますのでご覧をいただきたいと思います。

その中で第1款1項の市民税についてであります。18ページの上から8行目であります。計の欄をご覧いただきたいと思います。この年度における個人分及び法人分にかかる収入済額といたしましては、29億1,781万円の決算となりまして、収納率といたしましては93.3パーセントであります。対前年比といたしましては0.9パーセントほど減少いたしました。それぞれ前年度との比較におきましては、収入済額において1億5,761万円ほどのマイナス、5.12パーセントほどの減ということでありまして。

それからさらにその中で1項1目の個人市民税であります。2行目の収入済額をご覧いただきたいと思います。現年度分の収入済額といたしまして22億1,221万円ほどの決算となったものでありまして、これも前年度比較ではマイナスの3,880万円、率にいたしまして1.72パーセントの減ということでありまして。収納率は現年課税分では97.6パーセントとなりまして、前年度比較ではこの年度0.2ポイントほど上がりました決算であります。

収入の未済額といたしましては5,467万円となりまして、今年度ではマイナス631万

円ということであります。

参考までに申し上げますが、この年度における調定額に対する納税義務者一人当たりの平均市民税の税額であります。約7万1,095円という内容であります。

それから1項2目の法人の関係であります。法人分でありますけれども、調定額で6億9,907万円。これがマイナスの1億2,723万円、15.39パーセントの減ということであり。収入済額では6億7,725万円と調定・収入ともに大きく減少した年度であります。昨年秋以降の全国的な経済不況により、市内企業の業績も影響を受けたということでのものと考えられます。収納率につきましては96.9パーセントとなりまして、前年度比では0.3パーセント減となったものであります。

なお、法人市民税の関係におきまして、税割の納税義務が発生した法人の状況であります。この年度におきましては1,166社の法人から4億2,931万円ほどの税割を納めていただいております。額は若干落ちましたけれども納税義務者数においては大きな変動はなかったというのが決算の概況でありました。

それから2項1目の固定資産税についてであります。真ん中ほどの表の計欄をご覧ください。固定資産税全体の収入済額といたしましては、42億6,647万円ほどの決算額となったものでありまして、前年度比較におきましては480万円、0.1パーセントほどの増となった決算であります。この年度における新增築の数であります。資料にも記載してございますけれども559棟でありました。収納率といたしましては77.3パーセントということで、前年度比マイナス0.6パーセントとなったところであります。

それから固定資産税にかかる不納欠損額はこの年度で4,215万円ほどでありまして、それぞれ地方税法の規定によりその処分をしたものであります。収入未済額がご覧のように現年分、あるいは滞納繰越分をあわせまして12億1,315万円ほどとなっております。固定資産税で単年度この年度では6,674万円ほどの増加となったということであります。特に市税全体の滞納繰越額の81パーセントが固定資産税という内容であります。そういう内容でありました。さらにこの年度の現年課税分に対する滞納額といたしましては1億9,011万円ほどとなったものであります。

それから2目の国有資産等所在市町村交付金であります。記載のとおりでありましてこの年度2,430万円ほどの決算であります。

それから1番下の表、3項の軽自動車税であります。収入決算額といたしまして1億4,681万円ほどの決算額でありまして、前年度比において283万円ほどの増加となったところであります。それぞれ燃料費等燃費の関係から普通車から軽自動車への変更がなされたというふうに思っております。課税台数といたしましては3万5,106台ほどでありまして今年度182台ほど増加をしたわけでありまして。

それから続きまして19ページ、20ページに移ります。4項の市たばこ税であります。収入済額は4億7,754万円でありまして、前年度比524万円ほどの増、1.1パーセントの増となりました。それぞれ「天地人」放映等による流入人口の増加等々が消費の拡大につ

ながつたものというふうに考えているところであります。

それから5項の特別土地保有税についてであります。ご存知のようにこの税目につきましては昭和48年度に創設をされた税金でありまして、その後平成15年度からは新たな課税が行われなくなった税目であります。この年度調定額として3,671万円がございまして、それぞれすべて保有分にかかる調定額でありました。

これを受けましてこの年度ご覧のように3,503万円ほどの不納欠損処分をさせていただきました。旧町時代からそれぞれ折衝や預金調査、資産、税務調査等を重ねてきた経過がありましたが、平成9年の11月に倒産をしてしまったということで、それぞれ資産の差押え等を行っておりました。それを受けて一部競売もしてきましたけれども配当がなかったということであります。結果この年度では無財産ということでありまして、不納欠損でその金額3,503万円を特別土地保有税で処分をさせていただいたものであります。

それから6項の入湯税であります。この年度における現年課税分の調定額といたしまして、4,069万円ほどであります。収入済額といたしまして3,998万円、年々入湯税につきましては減少を続けており、その傾向に歯止めがかからないわけではありますがそういった数字の決算額となっております。収納率といたしましては98.2パーセントでありまして、残念であります。現年課税分におきまして滞納が生じてしまいました。

入湯税につきましてはそれぞれ目的税でありますので、あるいはまた特別徴収というかたちで徴収するわけありますので、預り金という認識のもとに一層の収納の努力を進めていきたいというふうに思っているところであります。

それから最後であります。7項の都市計画税についてであります。現年課税分調定額で1億4,887万円でありまして、前年対比0.8パーセントマイナス129万円の減額となりました。収入済額といたしましては1億4,246万円、95.7パーセントの収納率となったものであります。以上で市税に対する説明を終了いたします。

総務部長　　続きましてページで21、22ページ、2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税からそれぞれのページでご説明を申し上げます。1目自動車重量譲与税は前年度比較で623万5,000円の減でございまして、3億592万9,000円の決算となりました。自動車重量税法による収入の3分の1が市道延長及び面積により譲与されるものでございます。

2項地方道路譲与税、揮発油税として国に収入されたもののうち、地方道路相当分の42パーセントが市町村に交付されるものであります。9,830万7,000円の決算であり昨年度に比べてここでは953万8,000円ほどの減でございます。

3款利子割交付金でございまして、利子割額の57パーセント相当が市町村に交付されるものでございまして、前年度比227万1,000円の減で3,039万1,000円でございまして。

4款1項1目配当割交付金では昨年度に比べ1,480万9,000円の減で844万3,000円の決算額でございまして。

23ページ、24ページをお願いいたします。5款1項1目株式等譲渡所得割交付金では

前年に比べ1,000万1,000円の減で237万円でございます。

6款地方消費税交付金でございますが、決算額5億7,806万9,000円で前年度に比し3,363万6,000円の減額でございます。

7款1項1目自動車取得税交付金では前年度に比し1,940万7,000円の減額で1億5,013万6,000円となったものでございます。

8款地方特例交付金では1目の備考欄下段の減収補てん特例交付金が2,646万2,000円が皆増となりまして6,056万1,000円と。

25ページ、26ページでございますが、2項の特別交付金は前年度と同額。

3項の地方税等減収補てん臨時交付金は608万1,000円の皆増の決算でございます。

9款の地方交付税であります但備考欄にございますように、普通地方交付税で84億3,756万7,000円、特別交付税で10億6,317万円、合計で95億73万7,000円、前年度に比べ5億2,590万4,000円の増でございます。

10款交通反則金を交通事故発生件数、道路延長などで交付する交通安全対策特別交付金では、前年度に比べ99万5,000円の減で995万8,000円の収入ということでございます。

27ページ、28ページをお願いいたします。11款分担金及び負担金でございますが、1項の分担金、1目農林業水産分担金は昨年とほぼ同額。2目土木費分担金では備考2段目の融雪施設維持費分担金の減がありまして、全体で分担金は前年度より168万8,000円ほどの減で4,415万7,000円余りとなりました。

2項の負担金では1目の民生費負担金でございますが、保育園入園費負担金が負担いただく所得階層が下がったなどのことにより2,812万5,000円の減で4億9,668万2,000円余りとなりました。不納欠損につきましては、保育園の入園費負担金の時効によるものであります。収入未済額2,177万8,000円につきましては、保育園入園負担金が主でございます。

29、30ページをお願いをします。2目教育費負担金はほぼ前年と同額でございます。

12款使用料及び手数料、1項使用料の部分であります。大きな増減があったところは2目衛生費使用料で421万9,000円ほどの減で1億1,208万円余りに。これは3節の清掃使用料の減によるものでございます。

一番下、4目商工使用料では227万8,000円余りでございますが、次の31、32ページ上段にありますように、直江兼続公伝世館の新設による使用料が皆増ということで151万3,000円の増でございます。

5目土木使用料では9,936万5,000円余りの収入でございますけれども、主なものは4節住宅使用料でございます。収入未済額1,136万2,000円余りが発生しておりますが、主として住宅使用料の部分でございます。

6目教育使用料は前年より109万1,000円ほどの増がありますが、2,372万6,000円ほどの収入であります。主に教員住宅使用料と幼稚園保育料の部分の収入でございます。



す。この二つで34万円の収入未済額が発生をしております。

33、34ページをお願いいたします。7目民生使用料ではへき地保育所の滞納繰越分の使用料が収入となったものでございます。

2項手数料でございます。1目総務手数料、2目民生手数料はそれぞれほぼ前年度と同じであります。3目衛生手数料でし尿汲取手数料が786万3,000円。

次のページ35、36ページで可燃ごみ処理手数料が579万4,000円ほどの減がございまして、前年に比べ1,575万2,000円の減で3億2,989万3,000円余りの収入となったものでございます。ここでは52万3,575円の収入未済額が発生をしております。

次に35、36ページ今のところでございます。4目農林水産業手数料では家畜診療手数料が216万6,000円ほど減で2,244万2,000円という決算でございます。

13款国庫支出金に移ります。1項1目民生費国庫負担金では8億1,687万5,000円ほどでありまして、前年度に比べ1,422万6,000円の増でございます。これは37、38ページ2節の児童福祉費国庫負担金で保育所運営費負担金で621万4,000円、被用者児童手当交付金で971万6,000円ほどの増が主な要因でございます。

2目衛生費国庫負担金では保健事業等負担金1,959万4,000円ほどの皆減、それから3目教育費国庫負担金では2,903万7,000円ほどの減であります。大崎小学校屋内体育館事業の負担が皆減となったものでございます。

4目災害復旧費国庫負担金では2,881万3,000円ほどの増で3,206万円という収入でございます。収入未済額の部分は繰越明許費の部分でございます。

39、40ページでございます。2項国庫補助金でございます。1目総務費国庫補助金は皆増でございまして、主に定額給付金事業にかかるものと、地域活性化生活対策臨時交付金等ありますが、5億5,587万8,000円を収入としまして収入未済額9億2,404万6,000円を繰越明許とさせていただいたものでございます。

2目民生費国庫補助金であります。1,918万4,000円ほどの増で5,595万円あります。ここも大きなものは子育て応援特別手当事業にかかるものが主たる要因でございまして、860万7,000円を繰越明許とさせていただいております。

3目衛生費国庫補助金では320万9000円の皆増でございます。

4目農林水産業費国庫補助金もバイオマスタウン関連で172万5,000円の皆増であります。

41ページ、42ページをお願いいたします。5目土木費国庫補助金では前年度に比べ7,121万6,000円の増でありまして、主に地方道路交付金、まちづくり交付金の増により5億1,998万5,000円ということでございます。

6目消防費国庫補助金では消防防災施設整備費補助金994万3,000円の皆増でございます。

7目教育費国庫補助金は8,256万円でございます。前年度に比べ6,729万8,000円の減でございます。これは1節の小学校の部分で大崎小学校と城内小の工事の関係部分

の減、浦佐小の耐震工事による増などでありますが、8,487万7,000円の減。

43、44ページでございますが、2節の中学校費で塩沢中学校の耐震工事等で1,744万9,000円の増を要因としているものでございます。

3項委託金でございますがこの部分は大きな増がございません。ほぼ前年度並でございます。

45、46ページでございます。14款県支出金です。1項県負担金では1目の事務移譲交付金はほとんど前年と同額でございます。2目民生費県補助金は5億560万2,000円の決算額でございますが、8,070万5,000円ほど増えております。これは備考欄1番下の保険基盤安定県負担金（後期高齢者保険料軽減分）の皆増による部分でございます。

次の47、48ページでございます。2項の県補助金であります。1目の総務費の部分では昨年に比べ7,406万2,000円の減、5,036万2,000円でありまして、中ほど新潟県市町村合併特別県交付金の減、8,300万円が主たる要因でございます。

2目の民生費の部分では1億5,046万7,000円ほど。一番上の重度心身障害者医療費助成事業県補助金が昨年に比べ660万8,000円ほど増でございます。

49ページ、50ページでございます。2節児童福祉費の部分ではほぼ前年と同額でございます。

3目衛生費の部分では1,327万2,000円ほど増えまして、3,972万2,000円ということでございますが、備考欄3番目の子どもの医療費助成事業、中越地震復興基金健康サポート事業、それから次のページの51ページ、52ページの上段の二つの事業が皆増によるものでございます。

4目農林水産業費でございますが、なかなか補助金の名称がよく変わる部分でございます。比較が難しいところでございますけれども、前年度に比べて2億5,228万7,000円ほどの減でありまして、1億8,281万2,000円ということでございます。強い農業づくり県交付金9,038万1,000円が減ということになっております。

53ページ、54ページでございます。林業費の部分で林業木材産業構造改善事業補助金1億8,183万円の減が大きなものでございます。

5目の土木費の部分ではほぼ同額でございます。

6目教育費の部分であります。1,803万4,000円ほどの増でありまして、1,968万8,000円の決算額であります。備考欄下段の三つのトキめき新潟国体リハーサル関連補助金の皆増でございます。

55、56をお願いいたします。7目労働費の部分では緊急雇用創出事業臨時特例交付金865万4,000円ほどの皆増というふうになっております。

3項委託金でございます。1目総務費関係では前年度に比べ3,980万4,000円ほどの増でございます。1億9,395万8,000円ほどの決算でございますが、参議院選挙と県知事選の出入りはありますが、2節の徴税费委託金であります。個人県民税に係る徴収取扱費委託金が4,000万円強の増というふうになっております。

57ページ、58ページでございます。2目民生費の部分から6目の教育費の部分では特に申し上げる部分はありませんので59、60をお願いいたします。

4項県貸付金でございます。1億4,000万円の決算でございますが、地方産業育成資金の貸付金として前年度に比べ6,200万円の増でございます。

15款財産収入、1項1目財産収入でございますが、前年度より808万8,000円ほどの増でございます。土地貸付の部分で77万1,000円、建物の部分で731万6,000円で3,342万3,000円ほどの収入となっております。

2目の利子及び配当金では943万6,000円ほどの減であります。61、62ページをお願いいたします。上段にありますように2節の国債等売却差益が前年度に比べ708万円ほど減になりましたので、418万9,000円ということになったことによるものでございます。

2項財産売却収入でございますが、1目の不動産売却収入で7,471万1,000円の増の1億897万4,000円ということになったものでございます。

16款寄附金に移ります。1目一般寄附金では前年度に比べ2,804万2,000円の増で、3,059万円ほどちょうだいをいたしました。一般寄附金で1,414万3,000円、ふるさと納税で1,644万6,000円ほどとなっておりますし、指定寄附金でも320万円いただいているところでございます。

63、64をお願い申し上げます。17款繰入金であります。1項基金繰入金では1目の財政調整基金からの繰入れは行うことは行わず、2目の合併振興基金から13億6,000万円、3目の国際交流及び文化・スポーツ基金から838万4,000円、4目の棚村基金から236万円、それぞれ繰入れとしたものでございます。

2項特別会計繰入金ではそれぞれの目で、次のページ65、66でございますが、一番下段の合計の欄で9,533万円ほど前年度精算分として繰り入れたものでございます。

18款繰越金では先ほどもふれましたが、前年度純繰越金として4億2,484万4,000円ほど、繰越明許費分といたしまして2,129万7,000円の合計4億4,584万4,000円ほどの収入ということでございます。

19款諸収入であります。1項延滞金、加算及び過料の1目延滞金は前年度より174万8,000円の増で783万2,000円余り。

67、68ページでは2項の貸付金収入がそれぞれの元利収入であります。なお、2目及び3目に収入未済金が生じております。

69、70ページについても同様の元利収入でございます。

71、72ページでございます。12目中之島診療所にかかる運転資金の元利収入でございます。

3項受託事業収入でございます。ここでは2目民生費の部分で2節の後期高齢者保健事業受託収入が875万3,000円ほど皆増ということでございます。

3目、4目についてはほぼ前年並でございます。

73、74でございますが、5目教育費の部分もほぼ同額でございます。

6目広域行政受託事業収入では1節の湯沢さんからの受託分は主に可燃、不燃ごみ処理業務受託収入2,439万3,000円の減、2節の湯沢さん以外の主に魚沼市ですが受託事業収入が649万3,000円ほどの減というふうになりまして、6億5,786万4,000円ほどということになりました。

75、76、4項雑入でございますが、2目1節総務費関係では説明中段の旧総合福祉センター損害賠償金ということで、106万1,000円が増ということでございます。

77、78ページをお願いいたします。このページでは2項中段より下、塩沢町土地改良区人件費等負担金638万7,000円ほど。その下、新潟県国体・障害者スポーツ大会局人件費等負担金397万9,000円、六日町総合福祉センター建設事業に係る示談金1,030万円が皆増ということになっております。

2節民生費ではほぼ昨年と同じ項目、金額でございます。

79、80ページをお願いします。3節衛生のところでございますが、一番上の古紙売却収入が約500万円ほど。それから宝くじ助成金、これは胃集団検診車の分でございますが5,304万2,000円ほどが増ということになっております。

4節労働の部分でございます。一番下の雇用対策事業補助金が5,395万2,000円ほどの増でございます。

81、82ページをお願いします。5節農林水産業の部分では897万7,000円ほどでございますが、中ほどの水源林造成事業受託金801万5,000円ほどが主体でございます。

6節商工の関係では293万6,000円ほど。中ほど裏坂戸遊歩道整備工事負担金、観光施設特別会計決算歳計剰余金、それから八海山麓スキー場免税軽油使用料協力金が皆増になっております。

7節土木の関係では5,882万3,000円ほどでございますが、83、84に移ります。この節から下4行目、八箇峠道路事業に伴う物件補償費、スノーピア送水施設県負担金などが皆増というふうになっております。

8節は割愛いたしまして9節の教育関係でございますが、3億4951万円ほどの収入であります。下から3行目コシヒカリ給食協力金、給食費実費徴収金、自校給食費実費徴収金が大きく占めるものであります。不納欠損7万5,500円につきましては、5月の臨時会でご報告を申し上げました給食費にかかる権利放棄の部分でございます。

85、86ページをお願いします。5項1目預金利子でございますが243万1,000円ほどの収入でございます。

20款1項市債では、1目合併特例債で16億7,250万円を始めとして87、88ページであります。2目総務債から災害復旧債まで26億2,150万円の市債による収入でございます。

以上から収入総額300億2,077万8,589円、不納欠損額8,486万7,129円、収入未済額27億7,416万9,040円となったものでございます。以上で歳入の説明を終

わります。

議長 暫時休憩をいたします。再開は3時ちょうどといたします。

(午後2時40分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時00分)

議長 南越新聞社より写真撮影の願いが出ておりますのでこれを許します。

議長 これから歳入に対する質疑に入りますけれども、質疑をする際はいつものように質疑箇所のページ数を言ってから発言をお願いします。

なお、発言者が多くなると思いますけれども、挙手をする際は議席番号をはっきり言ってください。だまってあげていてもなかなか順番がいかないと思います。お願いします。

また、執行部の皆さんにお願いしますけれども、職名をはっきりと言ってから答弁をするようにお願いをいたします。

議長 それでは歳入に対する質疑を行います。

若井達男君 固定資産税についてお伺いします。先ほど19年度の新築住宅に対して、これは20年度の今決算に出てきているわけですが、この減免措置これはあれでしょうか、本人が申請をしたことによってこの2,800万円からの減額になっているわけですか。それともこれは一つの確認申請また現地確認をした中で確認されたものは、行政のサイドで自動的にというより、行政サイドで減額されておるのか。その辺はどのようになっていますか。

税務課長 お答えいたします。免責要件にかかわる減免のことでしょうか、それとも減免申請にかかわる・・・(「減免申請、住宅の120平米から280ですか」の声あり)それはこちらの方で免責を確認できるものについてやっておりますので、特別申請がなければということではなくやらせていただいております。以上です。

佐藤 剛君 3~4点ちょっと聞かせていただきますけれども、28ページ。保育園入園費負担金の収入未済額ですけれども、これは多分調定額の中に現年分とそして滞納分が含まれてなっていると思うのですけれども。それで2,100万円ということになっていると思うのですが、こういう書き方だと現年分がどのくらい、収入未済で滞納分がどのくらいだかちょっとわかりませんのでその辺をちょっと教えていただきたいのと、同主旨で32ページ。

市営住宅使用料も同じく収入未済額1,100万円、これも現年使用料分と滞納分が調定の中に含まれていて結果としてこういうことになっていると思うので、その現年分と滞納分がどういう関係になっているのかというところ。

もうちょっとお願いして50ページ。県補助金の民生費県補助金の中段あたりに児童環境づくり基盤整備事業費県補助金というのと、下の方に児童環境づくり基盤整備事業県補助金と。県の補助金の名前はいろいろ変わったり、同じようなのがあるという話が先ほどありましたけれども、ここも同じような名前なのですが違いをちょっと教えていただきたいということ。

もう1点だけお願いします。76ページ雑入の雑入の総務の雑入ですけれども、中段あた

りに需用費等実費負担金というのがありますが、前年に比べますと相当額増えていますけれどもこの中身を教えてください。以上4点になりますがお願いします。

子育て支援課長 28ページの滞納ですけれども、現年度分が642万1,370円です。過年度分が1,465万1,025円。あわせて2,107万2,395円となっております。

あと50ページの児童環境づくり基盤整備事業費県補助金（放課後児童）それが後段の方にもありまして、中段にあります方が学童保育の県の運営費補助金であります。昨年までの名称が民間児童厚生施設等活動推進県補助金ということで名称が変わったものであります。一番下段にあります同名のものがソフト事業でありまして、金城保育園の方で実施いたしましたソフト事業でございます。以上です。

建設部長 それでは32ページの住宅の使用料の中の収入未済額でございます。現年分につきましては448万7,936円でございます。滞納繰越分が687万4,584円でございます。合計で1,136万2,484円というものでございます。以上でございます。

財政課長 76ページの需用費等実費負担分でございますが、これは例えばヤマト運輸とか庁舎を、あるいは普通財産を貸している際の電気料等の実費徴収分をここに計上してございまして、大きく伸びているのはヤマト運輸さんから694万5,173円ちょうだいしております。そこら辺が。あと郵便事業会社ですね。そこら辺の増が主な要因になってございます。以上です。

牧野 晶君 19ページ都市計画税。都市計画税は常に聞いているわけですけれども、23年、24年でどういうふうと考えられておられるのかお聞かせいただきたいです。その辺をお願いします。

また、当初予算の方で確か市政懇談会の中でもちょっとずつお話をしていかなければいけない時期にあるのかな、というふうな説明を多分市長はしたと思うのですが、今回も市政報告会は終わったわけですが、どういうふうな感想を持っておられるのか。よろしくご答弁をお願いします。

市長 都市計画税については前々から申し上げておりますとおり23～24年ごろには廃止をして、その部分を固定資産税に割っていただいて、若干ですけれども固定資産税の税率が上がるということになるかと思えます。それで特に説明をしなかった部分もありますけれども、浦佐だったでしょうか。浦佐地域の中でその話が出まして、そういうことでできれば23～24年ごろには廃止をしたい。そしてその部分を全員の皆さん方で広く薄く負担をしていただくような方法を考えたいということは申し上げてまいりましたし、何箇所かその話が出たような気がしますけれども、どこでどうだったかということは覚えておりませんが。それについてそれは絶対反対だという話というのは、今のところそう周知をしたわけではありませんけれども、私の耳には入っておりません。

中沢俊一君 36ページの一番下の段になりますが、生活保護費のことについてです。この不況が、年を越してから顕在化してきたわけでしょうけれども、年度の後半になってからの生活保護の申請とか相談とか、その辺のことについて動きがあったら教えてください。

福祉保健部長 生活保護の関係ですけれども、私が4月にあそこに行ってから相談件数が非常に増えております。相談件数は4月から8月いっぱいまででもって50件ありました。その中で実際に生活保護の認定になったというのが、14世帯であります。そのほかの人は相談には来たのですが、話だけ聞いて戻ったとか、実際にその申請にまでいたっていないとか。そういうものもありますけれども、一応昨年までの人に聞きましたら、相談件数は非常にこの21年になってから増えているというような話は聞いております。以上です。

市長 どなたかの一般質問でお答えしたと思っているのですけれども、前年同月比で50数パーセント増という数値を、私が確か7百数十人ということ報告申し上げたように思っております。

議長 ほかにありませんか。

議長 歳入に対する質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって歳入に対する質疑を終わります。

議長 それでは歳出の審議に入ります。歳出の審議は各款ごとに行います。

なお、これからの一般会計決算認定の審議に直接関係しない各部の課長等は平常業務についていただいて結構でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは歳出、第1款議会費の説明を求めます。

議会事務局長 それでは1款議会費の説明をさせていただきます。ページ89、90ページをご覧くださいと思います。ここは1目議会費のみでございます。支出済額1億6,630万1,227円でございます。前年度対比0.8パーセント増の133万6,000円ほどの増になってございます。

それでは備考欄の経費別にご説明申し上げます。まず議会一般経費でございます。旅費、消耗品等の需要費関係、それから委託料の物件費についての経費でございます。決算額585万506円でございます。前年度から33万1,000円ほど増になってございます。増の主たるものは議員旅費で議会運営委員会が20年度には管外調査を行っておりまして、18万円ほどの増でございます。それから会議録の委託料、これは録音時間での単価契約でございまして、録音時間が前年に比べて多かったことによりまして19万6,000円ほどの増が主な増減理由でございます。

続きまして議員報酬等でございます。これにつきましては報酬それから共済費にかかる人件費にかかる費用でございます。決算額1億5,808万2,157円でございます。前年度対比0.7パーセント増の107万6,000円の増でございます。これの主な原因につきましては、平成19年度で議員の年金制度、共済関係の制度改正が行われました。その際に合併に伴う年金の負担額の緩和措置として公費負担率の上乗せ分というのが規定されました。19年度につきましては3.5パーセントでございましたが、20年度以降は4.5パーセントということになっております。基本の負担率12パーセントにあわせると19年度が100分の15.5、20年以降は100分の16.5ということになります。これにのっとりまし

て108万円ほどの増になったことが主な原因でございます。

次に議会補助、負担金事業でございます。決算額236万8,564円でございます。前年度対比いたしますと7万1,000円ほどの減となっております。補助負担金につきましては支出先の会等は前年度と同じでございます。減の原因といたしましては政務調査費が実績減で4万2,000円ほどの減となっております。それから市議会議長会、これは北信越と県の市議会でございますが、北信越の方の特別委員会の廃止、それから県の市議会議長会の方の減があわせて2万9,000円ほどございまして、あわせて7万1,000円ほどの減となっております。以上でございます。

議長 議会費に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第1款議会費に対する質疑を終わります。

議長 第2款総務費の説明を求めます。

総務部長 それでは第2款総務費についてご説明を申し上げます。ページで91、92から申し上げます。2款1項1目一般管理費でございますが、行政共通経費事務経費でございましてほぼ昨年と同額でございます。中段真ん中よりちょっと上に市長交際費がございます。317万円でございますが、すべてホームページで公開しておりますのでご覧を賜りたいというふうに思っております。大きな移動はこの部分ではございません。

ページを開いていただいて93、94、職員費のところでございます。職員費で57億1,657万8,000円ほどでございまして、昨年より1億5,700万円ほどの減となっております。2段目の給料713人分の給料でございまして、このあとのページ351から352に明細が記載をされておりますのでご覧をいただきたいと思っております。ここでは給料と職員手当が主な部分でございます。

下の方にまいりまして表彰事業費でございます。29万6,000円ほどでございますが、市の表彰条例に基づく表彰をさせていただいた部分の経費でございます。

95、96をご覧いただきたいと思っております。行政区事業費6,433万1,000円でございます。主なものは各行政区に交付金として交付する行政区交付金が6,181万円ほど、ほぼ昨年と同額でございます。その下、丸の式典事業費115万7,000円でございますが、成人式にかかる経費を計上させていただいて執行させていただきました。ただ、その丸の欄の一番下のところに指定管理施設使用料ということでございますが、市民会館を指定管理にさせていただいておりますので、その分について経費で支払をするということで29万7,580円が支出をさせていただいております。

それからその下の丸「南魚沼市の歌」制定記念事業費583万4,000円でございますが、「時代新たに」を製作するにかかる経費でございます。10月1日に記念式典をさせていただいて発表させていただいたということで、それにかかる所要の経費が記載をされております。



す。

その下、防犯対策事業費につきましては、主に防犯灯にかかる電気料というふうにご覧をいただきたいと思います。

2目の広報公聴費でございますが、丸で1,211万5,000円というふうに記載をしております。主に市報の印刷製本費ということでございます。

それから3目の電算対策事業費に移りますが、電算情報管理経費ということで2,648万9,000円ということでございます。次ページにあります光ケーブルの使用料が約250万円ほど増加になっておるところでございます。

それからその中段の丸、総合行政システム事業費6,963万3,000円でございますが、これは住基いわゆる基幹系システムの部分の保守点検維持の分でございます。真ん中ごろに電算システム改修等業務委託料ということで1,388万円ほど記載をされておりますが、ここが昨年に比べて930万円ほど増えているところでございます。

それからその下の丸、内部情報系システムでございます、いわゆる庁内LANの部分の補修点検業務の部分でございます。3,475万8,000円ほどでございます。一番下のところでパソコンのリースがリース切れの分ということで約506万円ほど増加になっております。

101ページ、102ページでございます。住民基本台帳システム事業費では約150万円近くが増えておりますが、二つ目の住民基本台帳ネットワークシステム機器リース料ということで137万9,000円が皆増になっております。

それから一つとびまして辺地共聴施設整備事業584万7,000円でございますが皆増になっているものでございまして、後山テレビ塔の道路管理委託並びに辺地共聴施設地上デジタルの改修工事の補助金でございます。

それから一つとびましてブロードバンド空白地域解消促進事業費963万円でございますが、後山・辻又地区のブロードバンドの空白地区を解消するための補助金を963万円支出させていただきました。

それから4目の車両集中管理費でございますが、ここについては一般管理費についてはほぼ同額でございます。車両運行経費につきましては4,276万5,000円ということでございまして、燃料費の部分が約200万円ほど減額になっておるところでございます。

103ページ、104ページをお願いいたします。ここでは5款の会計管理費でございますが、294万9,000円ということでございまして、主なものは公金取扱手数料ということで270万2,000円ほどの支出でございます。

6目財産管理費でございますが、庁舎管理費で8,194万4,000円の支出をさせていただいております。裏の方に続いてございまして105ページ、106ページ中ほどをご覧いただきたいと思いますが、去年に比べまして空調・衛生設備運転保守管理業務委託が約60万円くらい安くなっております。それから宿日直業務委託の方で716万円ほど減額と。それから一番下の段で電話交換機リース料が180万円ほど減額ということで坪1,400万円

ほどの減額になっております。

107ページ、108ページでございます。庁舎整備事業費でございます、1億4,249万3,000円ということで、1億3,400万円ほどの増になっております。これは本庁舎の空調施設を庁舎を造って依頼、初めて取り替えまして1億2,477万2,000円ということでございます。土地の購入費の部分でございますが、これは保健センターの裏に庁舎駐車場を確保させていただきました。その用地代が1,376万9,000円ということでございました。物権補償につきましては、今ほど申し上げたものの補償の分でございます。

普通財産管理費408万2,000円でございます。これは19年では旧総合福祉センターの現況調査等が約800万円ほどあったものですから、金額的には大幅に減っております。大きな差異はありません。

続きまして109ページ、110ページでございますが、旧福祉センター大規模改修事業ということで1億4,592万9,000円でございます。この中で大きなものは一番下のところの旧福祉センター改修工事で1億3,596万7,000円ということで、今、使用ができるというふうになったところでございます。

その下、基金費でございますが6億2,398万6,000円で財政調整基金積立が4億9,524万7,000円、南魚沼市地域活性化・生活対策基金積立が1億2,873万9,000円ということで、今申し上げた1億2800の方は皆増でございます。

その下、企画費でございます。企画一般経費につきましては2,577万2,124円ということでございます。これは一番大きなものは、一番その下の欄にあります地方公営企業等金融機構出資金、昔の公営企業金融公庫が買い組されましてそれに伴う出資金が940万円ということでございます。

めくっていただきまして111ページ、112ページであります。最上段に合併振興基金積立金ということで1,600万円これも皆増でございます。総合計画事業費でございます。83万4,000円でございますが、これが増えたものは一番その下のところでございますが、調査委託ということでアンケートをするに当たりましてその辺の準備をすることで53万7,000円を委託料ということで支出をさせていただきました。

その下の丸の交流事業費127万8,370円でございますがここは大きな部分では交流会出演者謝礼ということで山形県の稲富流砲術隊などの招へい費を盛らせて使わせていただいたものでございます。

それからその下の行政改革推進事業費6万6,730円でございますが、行政改革推進委員会委員の報酬あるいはそれを開いた費用弁償でございます。

集落振興事業費1,304万8,000円でございますが、一般コミュニティ事業補助金として宝くじの助成を受けまして、5行政区に対して県を經由して補助をしたというものでございます。

それからその下の集落集会所施設整備事業補助金でございますが、島新田集落センターの改修に134万8,000円を支出させていただきました。

それからその下の浦佐駅エレベーター設置事業費1,048万円でございますが、昨年に引き続きまして 昨年ですので昨々年度になりますか、浦佐駅エレベーターの今度は下りホームの方に設置をさせていただいた負担金でございます。

それから次のページ113ページでございます。地域コミュニティ活性化事業費3,872万9,000円でございますが、3月の2次補正による分を繰越しをさせていただいた部分がございます。活性化支援事業補助金ということで2,370万円、それから21年度から本格スタートになりましたが、いわゆる地区センターの分ということで1,439万円をこの年度で一部支出をさせていただいております。

男女共同参画費については大きく変わったところはそうございません。

大河ドラマ「天地人」プロジェクト推進費1億6,905万3,000円でございますが、ここは非常に大きく伸びております。1月11日からの開園でございましたが、次のページ115、116の中ほどに「直江兼続公伝世館」建設事業費3,925万8,000円ということで、伝世館あるいは天地人博にかかる部分を支出させていただきました。

117、118ページでございますが上段に「天地人」博運営事業補助金ということで5,000万円の支出でございます。

企画補助・負担金事業についてはほぼ昨年とそう変わってはおりません。

8目の地域開発センター及び公会堂費でございますが、地域開発センター費につきましては東地域開発センター、五十沢開発センター、城内開発センター、大巻開発センターの部分についての経費でございまして2,145万円昨年とほぼ同額の執行でございます。

公会堂費につきましては709万4,000円でございますが、大崎農業開館、まほろば、うるおいの里三用の維持管理経費について支出をさせていただきました。

9目バス運行対策費でございますが、路線バス等への補助あるいは市民バスの運行、保育園送迎バスの運行、通学バスの運行にかかる経費でございまして、金額的にはほぼ同額ということでございます。

それから10目定額給付金給付事業でございますが、執行としては1,001万2,000円ほどの執行でございまして、ほとんど繰越明許費で繰越しをさせていただいているということでございます。確かあと9月24日だったかと思いますが、あと400件ぐらいのまだ交付がなされていないというふうになっております。以上です。

市民生活部長 それでは2項1目の徴税费についてご説明を申し上げます。この項における決算総額といたしましては、1億4,514万円ほどとなりまして、前年度比較といたしまして6,233万円ほどの増額決算となったものであります。

主なものであります。125、126ページの賦課徴収管理費においてここでは1億1,650万円ほどの決算であります。この中で5,348万円ほどの増額となったものであります。備考欄の中ほどに市税還付金及び還付加算金として1億871万円の決算額となりましたが、ここで7,928万円ほどが皆増となった決算であります。これは前年度の税制改正に伴いまして所得税から地方税への税源移譲がなされた年度であったわけでありまして、年度

間の所得変動に伴いまして、所得税の税率の変更に伴います税負担の軽減を受けない者が出てくるというようなことへの対応といたしまして、翌年度、住民税の税率負担の増加の影響がもろに受けてしまうと。所得税が下がって住民税が上がるという制度改正があったわけです。そういうことの激変緩和をここで講じたということでありまして、住民税の負担増加のみを受けるような人に対して減額措置として、住民税から還付措置がこの年度実施されたことに伴いまして、大きく増額したということでありまして。

ほかには21年度の評価替えに向けた標準宅地等の土地鑑定評価業務委託にかかる土地の鑑定評価業務委託料が終了いたしましたので、ここでの年度では2,612万円ほどの減額となったものであります。

それから法人市民税の確定申告に伴う予定納税の精算金が増額となったものでありまして、ご覧いただきましたように予備費の需用といたしまして991万円ほどの金額を充用いたしました。共に法人市民税にかかる還付金の充当であります。

127、128ページに移りますが3項1目の戸籍住民基本台帳費についてご説明申し上げます。全体では967万円ほどの決算でありまして、前年度比74万円ほど増額しました。中ほどの人権啓発活動事業として152万円の決算となっておりますが、この年度108万円ほどここで増額となりました。人権啓発活動委託事業を南魚沼市でこの年度実施いたしました。公演会を3回、人権教育のDVDの映写、あるいは人権の花、プランターの配布100個であります。それぞれ取り組む中で、人権啓発を図ってきたということでありまして。

2目の一般旅券発給費であります。平成21年度からパスポートの発行業務が県から移管されてくるということから、開設に向けた経費でこの金額は皆増となったものであります。以上でここで終わります。

総務部長 それでは129ページの4項選挙費からご説明申し上げます。1目選挙管理委員会費でございますが、175万3,000円でございます。選挙管理委員会4名の方にかかる費用でございます。

2目土地改良区総代選挙費でございますが、この年、南魚沼中央土地改良区総代選挙並びに南魚沼土地改良区総代選挙がございまして、その部分を執行させていただきました。

3目農業委員会一般選挙経費でございますが、234万2,447円ということでございます。

めくっていただきまして131ページでございます。4目新潟県知事選挙費でございますが、丸のところ3,353万3,722円ということでございますが、大きなものは2段目の時間外勤務手当が1,487万円ということで、これがかなりの部分を占めているということでございます。

めくっていただきまして5目市長選挙でございますが、右側の方にいきまして1,861万7,094円ということでございます。これは皆増でございますけれども、市長選につきましては投票時間を6時までということで2時間繰り上げてございますので、時間外を見ていただきますとわかりますように、922万7,000円での支出で終わっているということでご

ざいます。

135、136でございます。5項の統計調査費、1目統計調査総務費でございますが、432万4,558円ということで工業統計、住宅土地統計調査等の統計にかかる経費を執行させていただきました。

それから6項監査委員費でございますが、1目の監査委員費、監査委員事務局にかかる部分の監査委員の報酬並びに研修会費等を支出させていただいております。

めくっていただきまして137ページ、138ページでございます。交通安全対策費でございます。交通安全対策会議委員報酬、それから交通指導員の皆様の報酬を支出させていただきました。以上でございます。

議 長 総務費に対する質疑を行います。

寺口友彦君 3点ほどお伺いいたします。102ページのGIS整備ですけれども、20年度の当初予算の時にもお聞きしました。JISを防災情報としての活用ということで検討をするということでありましたが、検討の結果どうなったかということをお聞きします。

それから114ページの地域コミュニティ活動についてですけれども、118ページの地域開発センター、こちらの予算とも関係はしますが、旧村単位で地域コミュニティセンターということで整備をされて、その中に事務員といますかそういう方を置くと。この地域開発センターについてはセンター長という方を置かれて相当の給料というからお支払をしているという中で、この事務員との整合性ということについてはどのような検討をなされたかということをお願いしたい。

それから126ページの平成21年評価替という部分です。決算資料の中で平成9年評価替から順次賦課標準額といますかそれを徐々に上げてくるという、そういう措置をとられてくるわけですけれども、21年度、今年度であります評価替をした場合について、特に農地については一律で多分基準を設けられていたと思うのですけれども、生産費といえましょうかその価値についての各旧3町で差があったということで、大分手直しをされているということを聞いていますので、その部分を加味して平成21年度の評価替も変えていくのかという以上3点についてお伺いします。

総務部長 最初のGISの防災の関係でございますけれども、例えば災害弱者といえますか、このところちょっと一般質問でお話のあった方々みたいなのを みたいというのは言葉が悪いですか 方々のポイントを落とすといえますか、どこにいらっしゃるかというようなことを地図上に落とすということをやろうというふうになっております。GISそのものが防災に役立つということにはちょっとならないのでしょうか、地図の部分ウェブ上で公開できるのかどうかというようなこと。それが公開ができればそれによってまたご利用いただくこともできますので、その辺を二つは考えております。

それからもう1点目のセンター長といえますか地区センターのことでございますが、事務員とセンターとのかわりでのいいのでしょうか。地区センターを設けるに当たってはやはりその地区センターの運営という部分と、それから地域コミュニティ活動の事務をやっていた

だくという部分を一緒に考えていますので、地区センターの事務長さんであって地域コミュニティの事務をやっていただきながら、かつその建物の管理をしていただくということで考えております。整合性というかそういうものはちょっとないのではないかと。考えなくてもいいのではないかとというふうに思っております。とりあえず以上です。

市民生活部長 評価替の関係で負担調整措置が平成9年度からということのご質問で農地がどうかと、こういうことでよろしいかと思いますが。議員言われるように平成9年度から負担調整措置で評価額の70パーセントまで近づけると。一律な基準の方に近づけていくという措置が毎年講じられているわけであります。

それからもう1点は据え置き年度においても評価額の修正が可能だということ措置が平成9年度から実施されているわけでありますが、そういうことを受けまして今年、平成21年度から評価替をしました。ですので、今年度はそれに伴う事前調査ということでの決算金額であります。

後段言われました農地について合併をした当初、各塩沢町、六日町、大和とそれぞれ評価が今度は接近するところで大分違っていたというようなことがありました。この21年度の評価替に向けましては、それぞれその集団を見直しながら、ほぼ市内一律に差異がないような見直しをこの21年度からはさせていただいたということの、この委託料の関係の決算額であります。以上です。

寺口友彦君 GISに関してですけれども、実は消防長の方をお願いをして今いらっしゃいませんけれども 消火栓の位置であるとか、それから消防小屋の位置、防火水槽の位置、これがGISの中に正確に落ちているかどうかということをお聞きしたのですが、なかなかその地番もはっきりしないという部分もありまして、正確でなかったというように聞きました。総務部長がおっしゃられた部分に加えてそういう部分はやはりきちんと入れておくべきではないかなという感じがしましたので、そこら辺も検討なされたかなと思って聞きましたが。検討していただきたいなと思います。

それからコミュニティセンターについてですけれども、おそらくいつか多分、そのセンター長と事務員という方が同じといいですか、センター長として今給料をお支払していますけれども、その分が事務員としてなるというふうに私はとらえたのですけれども、そういうとらえ方でよろしいでしょうか。

総務部長 GISの件はもう一度見直してみたいと思っています。

それから地区センターにつきましては、今ほどおっしゃったように、センター長という方と事務を担当する方が別々にいるという想定はしておりません。それは旧塩沢地区を除いて例えば分館長という方がいらっしゃいますので、その分館長と事務員ということになればこれはまた別ですが、地域コミュニティの中では建物を管理していただいたり、事務をやっていただいたりということによって一人ということ考えております。

牧野 晶君 94ページ、職員費ですけれども、能力給の導入について今されていると思うのですが、どういうふうな状況になっているのかをお願いします。

総務部長 今年全部の試行をやらせていただいております。それによって前にも申し上げましたが勤勉手当の部分とかに拡大をしていくということでございますけれども、去年は管理職以上の試行させていただきましたが、今年は一応全員の試行をさせていただいて次2年度全面試行に移れるかという状態でございます。

牧野 晶君 というのは一番最後にやられるということですか。例えば今、勤勉手当が2回あるわけですね。それはもう第1回が終わったとかそういうことではなくて、もうトータルでやっていくということなのか。その点もうちょっと詳しくとあと・・・その点お願いします。

総務課長 一応勤勉手当への反映は前の年の一年間を通して2回分に反映させるというように予定しています。あと、昇格 いわゆる昇給、昇格ですね。この分については当然翌年度1回すれば、判定すれば終わりですので一応そういう予定であります。

笠原喜一郎君 3点ほどお聞きをいたします。最初に96ページの成人式のことですけれども、金額的にはわずかなわけですが、625人の方が出席をいただいたということであり、それで式典的には時間30分から40分ぐらい1時間弱で終わるわけですけれども、非常にもったいないなというような気持ちになります。あれだけ若いエネルギーが集まるわけですが、何か工夫ができないのかなという、そんなことをちょっとお聞きしたいと思います。

それから100ページの内部情報システム事業費に関連をしてお聞きをいたしますが、それこそこの学校にコンピューターが今年度配置されます。それからそのシステムをするかということで今、入札等が確かできているかと思えます。また、光ファイバーが全体に敷かれるという中で、やはりこれは新しい産業を育てるという可能性を非常に持つ事業だと思えますけれども、こういう保守委託というその部分に、多分同じ方がずっとやられているのかなというふうに思いますが、今後この地域にそういう人たちを育てるという意味でネットというか、インターネットというかそういう情報通信の中で、どういうふうに市として産業を興していこうとされているのか。その辺の取り組みをちょっとお聞かせ願いたいと思えます。

それから116ページの今「天地人博」があるわけですが、2009年新潟県大観光交流年ディステーションキャンペーンについて、それこそ10月から11月からだったかと思えますけれども、どのくらい市としてかわりを今持っているのか。ただ、お金を負担をしてそれで終わるというのか。それともそこにどういった取り組みをされているのか。そこをお聞きをいたします。以上3点。

総務部長 成人式のこと、確かに600名、700名の若い方が来ていただいて30分、40分ぐらいということは承知はできるのですが、なかなかでは彼らが主体で計画をしているかといわれますと、やはり行政がお膳を立てるということはちょっとあれですがそういう格好の状態です。彼らはやはりその時間にあそこに集まるということが一番今のところは希望であり目的でしょうから、このあと成人式をこういうふうにすぐしていくという今の考え方は持ってありません。

それから光ケーブルの関係であります、確かに26校の学校がありまして、そこを光ケーブルで結んで保守点検は当然あるわけであります。ただ、その産業としてできた時に、その中の一部なら私はできるよというふうなかたちであったとしても、私ども仕事で使っていく上ではやはり全域をやっていたら駄目なと困るという分があります。新しい産業を育てるという産業観光の部分は当然承知はしますが、使うユーザーからみますと、それでは例えば六日町の中にあるコンピューター屋さんが全域をみていただけるかということ、まだそこまでにいたらないということであればその中でやはりしん酌をしなければなりません。その方々から早く大きくなっていただいて、参画をしていただくというふうなことになるのではないかとこのように思っております。以上です。

産業振興部長　それでは大観光交流年の関係でございますが、私たちはディスティネーションキャンペーンというこの言葉でJRさんと新潟県、それから山形県、福島県等々の皆さん方と今のところ事業化に詰めて、この10月12月にかけてこれが展開をされるわけでございます。今までも何回か打合せ等々がございまして、私どものところは正直申し上げて今「天地人」の方の部分を主力でやってございまして。商品的にはディスティネーションキャンペーンのいろいろなブックだとか、資料だとか、パンフレットができるわけですが、そういう部分には私どもの方の部分も掲載をお願いしてございまして、一員としては参画してあるわけでございます。

ほかの例えば今の「天地人」がらみの関係のない市町村につきましては、このディスティネーションキャンペーンの方に主力を入れまして、自分たちの自前の商品を作るとかそういうことで展開をしてございまして、私どもの方は仲間に入って自分たちのできる部分はこの負担金の中で参画をさせていただくと。そのほかについては「天地人」の方を主力に誘客に努めていくというふうなかたちで、一応縦分けをさせていただいているところでございまして。

笠原喜一郎君　成人式についてはそうですね。行政が主体でやっているわけですのでなかなか難しい部分もあるかと思っておりますけれども、ただ、本当にあのパワーをぜひ生かすそういう部分も少し検討していただきたいと思っております。

それから情報通信の部分ですけれども、今回の学校のパソコン導入について、この地域の方々が電気商組合というかたちで入札に参加をされて落札をされたわけですね。そういうふうにはやはりこの地域の人たちがグループを組んで、ソフトの部分、保守点検の部分についても我々はここまでできるんだというようなことを、多分行政の方は把握をしていないと思うのです。どれだけの力量を持っているかと。

それで、この前のコンピューター、パソコンとそれからソフトの部分の中で言われている部分は、やはり同じ人が　同じというか今までやっている方がやることが、受ける側とすれば非常に安心だというその部分がやはり強いのです。だけれどもそうではなくて、その人たちが個人ではなくてある程度こういうふうなグループを作って、そこに対応をするということがどこまでできるか。やはり1回その人たちの協議会みたいな　この光ファイバーもこれからのことですから　そういうことをして、この地域の人たちがどういう可能性



で対応できるかという部分の話を聞くような場所を、ぜひ立ち上げてそしてやっていくということが、私は本当に新しい産業を作るし、また、そこに雇用やまたいろいろな部分であるかと思います。そういう方向でぜひいていただきたいというふうに思います。

それからディスティネーションについてですけれども、「天地人博」は終わるわけですのでその先にどういう可能性があるか。それらも含めてやはり積極的に「天地人」でもう我々終わりなのだとすることでなくて、そこにかかわっていく姿勢だけは持っていただきたいと思っております。

総務部長 成人式については若干考えてみたいというふうに思います。

それから情報通信の方の部分でございますけれども、確かにメンテナンスの部分では何件かいらっしゃるというふうには認識をしています。ただ、普通の入札でもございますが、J Vというかたちがありますので、やはり私らがそういう方を集めて教育をしていくという、どちらかというとな産業観光の部分でというのは必要かもしれませんが、自主結成をしていただいて何社が集まって入札登録ができるわけです。それによってこういう仕事はここまでできるということをアピールしていただくのも、一つの方法かというふうに思っておりますのでよろしくをお願いします。

産業振興部長 そういうこともございまして、私どもが出席はできなかったわけですが、この7日の日にJRの新潟支社長さんが私どもの方においでになりました。市民会館の多目的ホールの方を使いまして、なかなか時期的に急に支社長の日程等の都合がございまして決まったわけですが、それでも180名ぐらいの観光商工業等々の皆さん方がお集まりいただきました。いろいろなそういう意味での今のこのディスティネーションキャンペーンというのは、JRと地域がどうするかというこういうチームでございまして、そういう部分でいろいろなお話をいただきました。そういう意味では私どもの方とまたJRさんとの窓口ができるわけでございますので、そういう中で「天地人」後の商品動静等につきましては、いろいろとまた支援をいただくということで、今後もこれについては別にやらないということではなくて、関与させていただくように私どもも努めたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

中沢俊一君 強いて言えば100ページからのことになるとは思いますが、今ほどの質疑質問に関連します。先般の教員用パソコンの応札額が、倍と半分違うわけですね。それで今はこういう庁舎の中でのパソコンの納入も、リースも、限られた業者になっているわけですが。ある程度、寡占のような格好になっていると私は思っているわけですが。こういうところであれしょうか、例えば同じ業者があちこちの近隣のいろいろな自治体に納めているわけでありましようけれども、そういうところの情報を得ながら、ここの市が適正な競争原理などが働いた納入価格であるかどうか。そういうことが普通であれば調べるのでしようけれども、そういうことをやっておられるかどうか聞かせてください。

総務部長 応札価格が適切かどうかと言われましても、入札をしていただくわけでございますので、私たちはその中で予定価格の部分で選ぶ権利というか、その中で決めるわけで

すので。応札額が倍と半分だからどうだと言われましても、それは応札する方のほうであった金額を札に書いて入れてもらうわけですので、私の方ではどうこうも答弁はできません。

それから確かにパソコンそれからいっぱいあるわけでありまして、みんな入札でやっておりますので、同じ者と随契でどんどこということではなくて、入札のルールの中でやっているわけでございますので、その結果ということだというふうに思っています。

それからもう一つはほかの市町村とどうかということですが、同じような状態があればそれは調べることはやぶさかでないでしょうけれども、隣がパソコンをいくらで買ったというのは、私はおそらく入札担当の方では聞いていないのではないかというふうに思います。

それからもう1点、先ごろの市長会でやはりコンピューターを使っているところがいっぱい全部31あるわけでございますので、その中の20の市長会でコンピューターに対する部分を研究しようという会ができるやに聞いています。そこはまた期待ができるのではないかというふうに思っています。

中沢俊一君 私はそのさっきの後段の方の、倍と半分という話をさっきしましたが、本当に同じような仕様の条件を出した中で、それから仕入れのメーカーってある程度しぼられているわけです。その中であれだけの応札の差が出るということは、今までのこの市の自治体の納入額が、ほかのところと比べてどうだったかということは、私はこっそりと言っては変だけれども普通の民間業者であれば、俺らところの仕入れ、応札価格がほかのところの業者に納入する場合と比べてどんなだかということ、ある程度調べることはあると思うのです。私たちはそうしてきましたし。

そういうことが。さっきは市長会の中で、そういう適正なパソコンの評価がどうかということが話し合われるということは、私はいいことだと思っています。そういうことを積極的にやっていただきたいなという思いがあったものですから、今の質問をさせてもらったわけですが、もう1回お願いします。

総務部長 仕様が同じでも入手先が違えば、当然価格が違っていいわけでありまして、途中でマージンをどのくらい取るかによって違うわけでありまして。その結果を私どもは入札というかたちで、各業者さんからいただいたものを見比べて、安いものと契約するというシステムでありますので。予定価格というのがあるわけでありまして、そこがほぼ適正価格ということになるのではないのでしょうか。以上です。

中沢俊一君 時間もあるようですから、もう一回念を押させていただきますが。今までのそういう仕入れの中で、何か今回の入札とかあれによって反省すべきことがもしあったら反省をして、適正な納入価格に努めていただきたいとこういうことでございます。

議長 皆さん4時を過ぎましたけれども、この件について質問は、1、2、3・・・どうもちょっとそれこそ集中力が欠けているようなのですけれども。今ではなくて総務費の件で。3人でしたよね。そういう声がありますのでお諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決定いたしました。

議長 次の本会議は、明日 9 月 11 日午前 9 時 30 分から当議事堂で開きます。  
お願いいたします。大変ご苦労さまでした。

(午後 4 時 03 分)